

神奈川県町村会からの「平成17年度県の施策・
予算に関する要望」に対する措置状況

神 奈 川 県

目 次

I 重点要望

1 「三位一体の改革」の推進	1
2 地方分権の一層の推進について	2
3 自主的な市町村合併の検討に対する支援強化	3
4 介護保険制度の拡充	4
5 医療保険制度の改革	7
6 廃棄物処理対策の推進	10
7 森林等水源環境の保全	12
8 安全・安心の地域づくり	15
9 下水道の整備促進	16

II 共通要望

1 町村財政基盤の強化	20
2 地域情報化施策の推進	24
3 地震防災対策の充実強化	26
4 安心で豊かなくらしの創造	27
5 農林業振興対策の推進	29
6 社会福祉の充実強化	32
7 保健医療対策の充実強化	37
8 観光地振興対策の推進	40
9 雇用対策の推進	41
10 都市基盤整備の推進	41
11 教育振興対策の推進	45
12 その他	50

III 地域要望

1 湘南地域	51
2 足柄上地域	53
3 足柄下地域	55
4 厚木・愛甲地域	56
5 津久井地域	57
6 水源地域	60

IV 個別要望

企画部関係	62
防災局関係	62
環境農政部関係	63
県土整備部関係	67
教育庁関係	73
警察本部関係	73

I 重点要望事項

1 「三位一体の改革」の推進

(要望事項)

(1) 「三位一体の改革」の全体像の早期明示

国は、地方自治体が将来の見通しを持って計画的に行財政改革等に取り組むことができるよう、「三位一体の改革」の全体像及び工程表を早期に明示すること。

また、地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、地方自治体の意見を反映させる協議の場を設けること。

<措置状況> (企画部)

「三位一体の改革」の全体像及び工程表については、平成16年12月に全国知事会が採択した「地方分権の趣旨に沿った『三位一体の改革』の推進に関する決議」において、「平成19年度以降も引き続き、第2期改革を実施していくことが必要である。政府においては、この旨を明示的に確認し、さらなる地方分権の推進に向けて具体的な工程表を作成すべきである」と決議したところあります。

また、地方財政計画の作成に当たっては、既に「総務大臣と地方六団体の地方財政計画等に関する協議の場」が設置されておりますが、地方財政計画の見直しについても、この場を通じ、協議を進めることを、平成16年12月に地方六団体から要求したところあります。

県では、引き続き、こうした取組みを通じて、真の「地方分権改革」の実現に向けた取組みを進めてまいります。

(要望事項)

(2) 基幹税による税源移譲の早期実現

地方が担うべき事務と責任に見合った税源を基幹税により早期に移譲すること。

当面、国と地方の税源配分1:1の実現を目指とし、平成17年度においては所得税から個人住民税への税源移譲（個人住民税の10%の比例税率化）、現行1%の地方消費税の引上げによる税源移譲を先行決定し、実施すること。

<措置状況> (企画部・総務部)

地方税については、地方の歳出規模と地方税収との乖離を縮小するという観点に立って、その充実を図っていくべきであり、そのためには、税源の偏在性が小さく、税収の安定性を備えた基幹税である所得税や消費税から、地方の個人住民税や地方消費税への大幅な税源移譲が必要であります。

現在、国から地方への税源移譲については、平成17年度税制改正の論議の中で、平成18年度税制改正において、個人住民税の所得割の税率をフラット化することを基本に、概ね3兆円規模の税源移譲を実施する方向性が示されております。また、それまでの暫定措置として、平成17年度においては、所得譲与税により1兆1,159億円の税源移譲が行われる模様であります。

今回の措置は、基幹税による税源移譲を提示している地方自治体の意見が尊重されたものと考えておりますが、税源移譲の詳細な内容については依然として不透明なものとなっております。

県では、地方六団体等と協調し、国の対応をしっかりと監視するなど、真の「地方分権改革」の実現に向けた取組みを一層強化し、税源移譲の早期実現を目指してまいります。

(要望事項)

(3) 国庫補助負担金の廃止、縮減

国庫補助負担金の改革は、国からの財源移転への依存度を引き下げるとともに、国の関与の縮減を目指し、税源移譲に見合ったものを中心に推進する必要があり、国の財政再建の視点のみに立った補助率の引下げにより地方自治体に負担を転嫁するようなことは絶対に行わないこと。

<措置状況> (企画部)

三位一体の改革については、平成16年11月26日に政府・与党合意が全国知事会など地方六団体に示されたところですが、その内容は、地方六団体が提案した税源移譲の規模に見合った国庫補助負担金の廃止などの具体案を十分に反映したとは認め難いとともに、詳細が不明な部分も多いものであります。

県では、地方六団体等と協調し、国の対応をしっかりと監視するなど、眞の「地方分権改革」の実現に向けた取組みを一層強化してまいります。

(要望事項)

(4) 地方交付税の堅持、充実

地方交付税については、税源の偏在による地方自治体間の財政力格差の是正と一定の行政水準の維持を確保する必要があるので、地方交付税が果たす財源調整・財源保障の両機能を堅持するとともに、地方交付税所要総額を確保すること。

また、その配分に当たっては、都市部町村における都市型財政需要の実態を十分に反映させること。

<措置状況> (企画部)

地方交付税制度については、現在、国において三位一体の改革の中で見直しが進められておりますので、その状況を勘案しながら、地方交付税の所要額の確保とともに、地方税財源の充実が早急に実現されるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に働きかけているところであります。

また、地方交付税の算定については、地方自治体の意見を反映する制度が地方交付税法の改正により、平成12年4月1日から施行され、県においても地方自治体の財政状況に応じた総額の確保と財政需要を的確に反映した算定方法などについての意見を申し出ているところであります。

県では、そうした制度を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で改善のための意見を申し出ていきたいと考えております。

2 地方分権の一層の推進

(要望事項)

(1) 事務・権限移譲の一層の推進

国と地方の適正な役割分担に応じ、事務・権限の移譲を一層推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定・解除等土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している地方自治体の判断に委ねることが合理的であるので、その移譲を推進すること。

<措置状況> (企画部)

国と地方の役割分担に応じた事務・権限の移譲については、平成14年10月に地方分権改革推進会議が内閣総理大臣に提出した「事務・事業の在り方に関する意見」や平成15年5月及び平成16年5月に

同会議が内閣総理大臣に報告したこの意見のフォローアップ結果に基づき、国において事務・事業のあり方の見直しが進められており、その動向を注視するとともに、基礎自治体である市町村優先の原則に立ち、市町村への一層の権限移譲を推進するよう、今後とも機会をとらえ、地方六団体などとも連携して国に働きかけてまいります。

また、土地利用規制に関する権限については、国における事務・事業のあり方の検討状況を視野に入れつつ、市町村と十分に協議しながら、引き続き事務処理の特例制度を活用した県独自の権限移譲を検討してまいります。

(要望事項)

(2) 国の関与等の廃止、縮減

地方自治体が住民ニーズや地域の実情に応じた暮らしの実現やまちづくりが進められるよう、国との関与や基準の義務付けを廃止、縮減すること。

また、地方自治体に関する国との制度、計画等に対しては、地方自治体の意見が反映できる仕組みを確保すること。

<措置状況> (企画部)

地方分権の一層の推進のためには、地方自治体が、自己決定と自己責任の原則の下で、地域における行政をより自主的・自立的かつ効率的に実施していくことが重要であります。

県では、三位一体の改革の推進を通じ、国の関与・規制の廃止・縮減等の促進や、国が地方に関する制度の創設を行う場合に地方自治体の参画を確保することについて、全国知事会など地方六団体と連携しながら、引き続き国に強く働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 地方自治制度の弾力化

地方自治体の自由度を拡大し、社会の変化に対応した行政を推進するため、行政委員会の必置規制の緩和等、各種の地方自治制度の見直しを行い、制度の弾力化を図ること。

<措置状況> (企画部)

地方分権の一層の推進のためには、地方自治体が、自己決定と自己責任の原則の下で、地域における行政をより自主的・自立的かつ効率的に実施していくことが重要であります。

第28次地方制度調査会では、行政委員会を地方自治体に一律に設置することを国が義務付ける合理性があるかどうか等の検討を含め、地方の自主性・自立性のあり方について検討されていると聞いておりますが、こうした検討状況を注視してまいりたいと考えております。

3 自主的な市町村合併の検討に対する支援強化

(要望事項)

(1) 新市建設計画推進に係る支援

新市建設計画作成に係る県との協議においては、計画への位置づけが期待される県事業について、個別の要望を受け止め、可能な限り位置づけに向けた調整を図ること。

また、計画の実施等に当たり、各部局において活用できる施策等について積極的に情報提供を行うこと。

<措置状況> (企画部)

県では、平成14年9月に策定した「市町村合併支援指針」に基づき、市町村が自主的に進める合併

に対し、その検討段階に応じた支援を図っております。

ご要望の点については、市町村の合併検討の進捗を踏まえつつ、ご要望をお聞きしながら、具体的な支援策について検討してまいります。

(要望事項)

(2) 中核市と町村との合併に係る財政的、人的支援

県の各部局が現に有する市町村関連施策のうち、合併に当たり合併市町村への補助等の態様が激変する場合は、合併市町村の実情を踏まえ、必要な措置等について検討することとされているが、中核市と町村とが合併する場合、現在県が町村の地域で実施している中核市及び市の事務に該当する事務が新市に移管されることとなり、これに伴い新市財政への影響が非常に大きいことが想定されることから、財政的、人的支援の拡充を図ること。

<措置状況> (企画部)

県では、平成14年9月に策定した「市町村合併支援指針」に基づき、市町村が自主的に進める合併に対し、その検討段階に応じた支援を図っております。

ご要望の点については、市町村の合併検討の進捗を踏まえつつ、ご要望をお聞きしながら、具体的な支援策について検討してまいります。

4 介護保険制度の拡充

(要望事項)

(1) 市町村意見の反映等

介護保険制度の見直しに当たっては、サービスの第一線である市町村の意見を十分に反映させるとともに、市町村に過度な財政負担を生じさせないよう、十分かつ明確な財政措置を講じること。

<措置状況> (福祉部)

介護保険制度の見直しに当たっては、制度を実際に運営している市町村の意見を十分反映させるとともに、必要十分な額を国において措置し、将来にわたって過度の財政負担を生じないよう国に要望しております。

(要望事項)

(2) 被保険者範囲等の慎重な検討

増大する介護給付費用の負担問題に直面し、第2号被保険者の範囲を若年層まで拡大するとの意見があるが、このような拡大をすれば若年層の保険給付受給者の割合が極めて低くなり、保険料の負担について理解を得ることが困難になると考えられることから、若年層に対する給付のあり方を含め、慎重に検討すること。

また、支援費制度等の障害者福祉施策を介護保険制度に統合するとの意見についても、現行の介護保険制度のシステムを障害者へ適用することの検証が十分でないことから、併せて慎重に検討すること。

<措置状況> (福祉部)

第2号被保険者の範囲を若年層に拡大することは、若年層で保険給付を受ける人の割合が極めて低くなると予想され、保険料の負担に理解を求めることが難しいと考えられることから、若年層に対する給付のあり方等について、慎重に検討するとともに、支援費制度等の障害者施策との関係について

も、現行の介護保険制度のシステムを障害者へ適用することの検証も十分とは言えないことから、介護保険制度全体を見据えながら慎重に検討するよう国に要望しております。

(要望事項)

(3) 財政調整交付金の別枠定額化

介護保険の国庫負担金については、第1号被保険者の後期高齢者（75歳以上）の率及び所得状況等により交付される財政調整交付金（5%相当）を含んで25%の交付とされているが、国庫負担金は給付費の25%の交付とし、財政調整交付金は5%の別枠定額化を図ること。

<措置状況>（福祉部）

介護保険制度の運営に係る財政負担については、国の負担割合を25%の定率とし、現行の調整交付金は、別枠として措置するなど、将来にわたって市町村に過度の財政負担が生じないよう国に要望しております。

(要望事項)

(4) 事務費交付金の一般財源化における所要額の満額確保

事務費交付金は、平成16年度から一般財源化されたところであるが、要介護認定の事務は介護保険に固有の新たな事務であることから、その所要額の2分の1相当額が国費負担として法定された経緯を踏まえ、今後も所要額を確保すること。

<措置状況>（福祉部）

介護保険事務費交付金については、今般、一般財源化が図られたところですが、要介護認定の事務は、介護保険に固有の新たな事務であることから、その所要額の2分の1相当額が国費負担として法定化された経緯を踏まえ、今後も所要額を確保するよう国に要望しております。

(要望事項)

(5) 国庫支出金等の年度内精算の実施

国庫支出金等の精算は当該年度末ではなく、翌年度精算とされているが、概算払額が所要額に満たないため年度末において特別会計に不足を生じ、介護給付費等の支払いに支障をきたす恐れがあるため、年度内精算を実施すること。

<措置状況>（福祉部）

介護保険制度の運営に係る法定の国庫支出金等については、年度末において不足が生じないよう、必要額を確保し、適正に財政措置するよう国に要望しております。

(要望事項)

(6) グループホーム等の住所地特例化と建設の抑制

グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホームなどは、その利用に当たり住所を移すことが多いにもかかわらず、住所地特例の適用がなく、利用者の増加により保険財政を圧迫するため、これらの施設についても住所地特例の対象とすること。

また、これらの施設の建設を抑制する法的規制がないため、町村外からの高齢者の転入に歯止めがかかるず、将来にわたり町村の財政への影響が懸念されるので、地域の実情に即して建設を抑制できるような仕組の創設を国に働きかけること。

<措置状況>（福祉部）

有料老人ホーム等の特定施設や認知性高齢者グループホームの立地が偏在することにより市町村財政に与える影響が大きいことから、現在、国において進められている介護保険制度の見直しの中で、

住所地特例制度の改正等の措置を講じるよう国に要望しておりましたが、今般の介護保険法の改正案の中に、所要の措置が盛り込まれました。

(要望事項)

(7) 低所得者に対する軽減措置の制度化

低所得者については、各市町村が条例により保険料、利用料の軽減措置を講じているが、その対応に不均衡が生じていることから、これらの措置を統一的に行うことができるよう法制度として明確にするとともに、これに伴う十分な財政措置を講じること。

また、社会保障制度間で異なる低所得者の定義について、その一本化を図ること。

<措置状況> (福祉部)

低所得者対策については、国による統一的・恒久的な制度を創設するよう、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

(8) 第1号被保険者の保険料特別徴収範囲の拡大

第1号被保険者の保険料の特別徴収に当たっては、年度途中の資格取得者や特別徴収額の変更があった被保険者に対し、速やかに特別徴収ができるようにするとともに、特別徴収できる年金の枠を拡大すること。

<措置状況> (福祉部)

保険料徴収については、特別徴収の事務処理の改善と対象年金の拡大を図るよう国に要望しておりましたが、今般の介護保険法の改正案の中に、所要の措置が盛り込まれました。

(要望事項)

(9) 年金受給者の特別徴収制度への切替期間の短縮

年金受給者の介護保険料は、原則として年金からの特別徴収になっているが、その中で65歳になった時の特別徴収への切替期間が1年以上になる場合があるので、切替期間を短縮すること。

<措置状況> (福祉部)

保険料徴収事務の効率化を図るため、特別徴収の事務処理の改善を図るよう、国に要望しておりましたが、今般の介護保険法の改正案の中に、所要の措置が盛り込まれました。

(要望事項)

(10) 利用者負担の引上げ等

現行制度では、居宅サービスについては費用の1割、施設サービスについては費用の1割と食費の負担で利用ができるが、医療保険に比べて負担割合が低くなっていることから、不公平感が増している。また、実際のサービス利用者が高齢者全体の15%程度と少ないことから、不公平感が増している。また、施設サービスの金銭的な負担や家族の負担が居宅サービスに比べて低くなっていることから、このことが施設指向に拍車をかけ待機者増加の要因ともなっているので、利用者負担率の引上げ及び施設サービスでのホテルコストの徴収を国へ働きかけること。

<措置状況> (福祉部)

利用者負担の引上げについては、慎重な意見も多いことから、今後保険者である市町村と、そのあり方について相談してまいります。

なお、施設サービスについて、居宅と施設の利用者負担を比較すると、施設に割安感があることが施設指向の根強い理由の一つであるとも考えられることから、居宅重視という介護保険の基本理念、

保険財政の健全化のためにも、両者の負担の均衡を図ることを国に要望しておりましたが、今般の介護保険法の改正案の中に、所要の措置が盛り込まれました。

(要望事項)

(11) 指定居宅介護（支援）サービスの範囲の拡大

現在、町村での一般福祉施策として実施している施設入浴サービスを介護保険制度の指定居宅介護（支援）サービスとすること。

<措置状況>（福祉部）

入浴サービスについては、訪問入浴介護サービスや通所介護サービスの対応が基本とされているところですが、利用状況を踏まえ、各市町村とも検討のうえ、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(12) 保険者による事業者指導に対する支援

事業者への指導は現在県が行っているが、今後は、保険者である市町村も指導にかかわっていく必要があるので、県による研修や合同での実地指導等を通じて支援すること。

<措置状況>（福祉部）

県でも、保険者である市町村に指導に関わっていただくことは重要であると考えており、合同の実地指導などを既に実施している市町村もあるところですが、今後は、すべての市町村に対して、合同の実地指導の実施などによる事業者指導への支援を検討してまいりたいと考えております。

5 医療保険制度の改革

(要望事項)

(1) 医療保険制度の一本化

医療保険制度の改革に当たっては、国保、被用者保険のそれぞれについて都道府県を単位とする再編、統合を推進するとともに、医療保険制度間の給付と負担の不公平を是正するため、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

<措置状況>（福祉部）

医療保険制度改革については、現在、平成15年3月に閣議決定された「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針について」に基づき、国では再編・統合推進委員会及び社会保障審議会医療保険部会で検討しているところであります。

県では、平成17年度「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、医療保険の一元化と国民健康保険の構造的問題の解決等、安定的で持続可能な医療保険制度の構築について働きかけております。

(要望事項)

(2) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

<措置状況>（福祉部）

医療保険制度改革については、現在、国で検討しているところであります、県は、平成17年度「国の施

策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、国民健康保険が国民皆保険制度を支える地域保険として機能できるよう、地方の実情と自主性を踏まえた保険者のあり方と支援策を検討すること等について働きかけております。

(要望事項)

(3) 国保対策関連事業の時限付予算の継続

国民健康保険制度の財政基盤の強化については、3大臣合意を踏まえ、保険基盤安定制度の拡充、保険者支援制度の創設、高額医療費共同事業の拡充について、平成15年度から3年間の時限措置として予算措置されているが、町村の国保財政は非常に厳しい状況にあるので、財政運営の安定化を図る観点から予算措置を継続すること。

<措置状況> (福祉部)

国民健康保険制度の財政基盤の強化は、安定的な保険運営を行ううえで重要であることから、見直しの際には市町村保険者の実情を十分勘案し、支援措置の後退とならないよう、機会あるごとに国に要望してまいります。

なお、保険基盤安定制度のうち保険料軽減に伴う国及び県の負担金については、三位一体の改革により、平成17年度以降は、従来の国負担金についても県であわせて負担することになりました。

(要望事項)

(4) 各種医療費助成制度等の町単独事業実施に対する国庫負担金減額措置の廃止

町単独事業として、障害者、小児（就学時前）、ひとり親家庭等、高齢者への医療費助成を行っているが、これら医療費助成は、社会的弱者とされる方の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っているので、このことに伴う国保の財源である国庫負担金の減額措置は、廃止すること。

<措置状況> (福祉部)

障害者や小児等を対象とする地方単独医療助成事業の実施は、地域福祉に大きな役割を果たしていることから、引き続き、国庫負担金減額調整措置の廃止を国に要望してまいります。

(要望事項)

(5) 電算システムの変更等に対する新たな財政措置

国民健康保険法施行規則の改正により、被保険者の利便を考慮して一人1枚のカード化が認められたが、システム改修費用等多額な事業費が必要となるため、これら電算システムの変更等に対する財政措置を講じること。

<措置状況> (福祉部)

被保険者証のカード化促進のために、今後も、機会をとらえて国に財政支援を求めてまいります。

(要望事項)

(6) 県補助金の引上げと今後の維持・継続

高齢化の進展と経済の低迷を背景に、医療費の高騰と低所得者の加入者が増加し、国保財政は非常に深刻な状況に陥っている。

このような状況のなかで、平成16年度の国保運営強化事業促進対策費補助金は2年前の50%に減額されているが、厳しい財政状況は市町村も同様であるので、補助金の引上げと今後の維持・継続を図ること。

また、事務費などの一般会計から国保特別会計への繰出金についても、県補助金等の対象とすること。

＜措置状況＞（福祉部）

国民健康保険運営強化事業促進対策費補助金については、国民健康保険法の改正により、県の市町村国保事業に対する財政支援が制度化・充実されていることから、支援する分野を重点化するとともに、今後のあり方を検討しているところであり、また、そのような状況については、市町村主管課長会議等で説明させていただいているところであります。

（要望事項）

（7）悪徳滞納者対策の強化

平成12年度に国民健康保険法等が改正され、国民健康保険税滞納者に対しては資格証明書を交付するなどの対策が講じられたが、「保険給付」と「納税義務」の関係では、法の実効性が不明瞭であるので、悪徳滞納者への医療給付制限は法をもって対処すべく、より実効性のある法の整備を行うこと。

＜措置状況＞（福祉部）

国民健康保険法等の改正により、資格証明書の交付と同様に、一定期間滞納している世帯に対し、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めすることが義務化されるとともに、一時差止めを行っている資格証明書の交付世帯について差止額から滞納している保険料（税）額を控除することができるとしております。

法改正により、実際に給付の差止めを行うこととなって、まだ3年余りであることから、実態を踏まえながら、必要があれば、国に法整備を要望してまいります。

（要望事項）

（8）高齢者医療事務の簡素化等

平成14年10月の医療制度改革に伴い、高齢者医療においては所得に応じた負担割合の判定事務や高額医療費の支給事務等の新たな事務が増大し、複雑化して医療受給者や医療機関にとってもわかりにくい制度となっている。市町村の高齢者医療事務の運営に支障が生じないよう事務を簡素化し、事務負担の軽減を図るとともに、住民にも理解されやすい簡便な制度に改善すること。

＜措置状況＞（福祉部）

平成14年10月の医療制度改革に伴い、老人医療においては、所得に応じた負担割合の判定事務や、高額医療費の支給事務などの新たな事務が増大・複雑化し、老人医療受給者や医療機関にとっても、わかりにくい制度となっております。

市町村の老人医療事務の適正な運営に支障が生じないよう、わかりやすい、簡便な制度となるよう国に要望してまいります。

（要望事項）

（9）老人保健医療事業の推進

ア　国庫負担及び支払基金の算定方法を改善し、概算交付方法を見直すこと。

＜措置状況＞（福祉部）

安定した老人保健医療事業の推進を図るため、必要な額が支払時期に交付されるよう、国に要望してまいります。

（要望事項）

イ　国庫負担金の精算時期を早めること。

＜措置状況＞（福祉部）

平成16年度から国庫負担金の精算時期が早められました。

(要望事項)

ウ 健康診査部分を実態に即した基準額に改正すること。

<措置状況> (福祉部)

老人保健法に基づく基本健康診査の基準額は、国が社会保険診療報酬の保険点数や全国自治体での健康診査委託単価等を勘案しながら定めていると認識しておりますが、引き続いて実態に即した基準額となるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

エ がん検診についても基本健診のように補助対象とすること。

<措置状況> (福祉部)

がん検診については、市町村に対する地方交付税措置による一般財源化がなされておりますが、その基準財政需要額の算定に当たっては、実態に即した形に改善するよう、今後とも国に要望してまいります。

(要望事項)

(10) 老人医療拠出金の算定の見直し

老人医療拠出金の算定について、各健康保険組合の老人加入率が全国保険者の平均老人加入率を下回っている場合、拠出額が増える仕組となっているため、加入率のみでなく、若年層の所得等についても算定の基礎に盛り込むこと。

<措置状況> (福祉部)

要望の趣旨は、機会をとらえて国に伝えてまいります。

6 廃棄物処理対策等の推進

(要望事項)

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進するため、循環型社会形成推進基本法をはじめとする廃棄物処理、リサイクル関連の法体系を整備・拡充し、排出者負担や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

<措置状況> (環境農政部)

廃棄物の発生抑制と事業者責任の強化については、循環型社会形成推進基本法において、事業者の排出責任及び拡大生産者責任の一般原則が定められるなど、制度的な枠組みが整備されたところでありますが、容器リサイクル法等では市町村の負担が過大になっていると考えております。

県では平成17年度「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」において、循環型社会に向けて、国民的合意の形成を進めながら、排出者責任、拡大生産者責任の充実を図る方向で廃棄物、リサイクルの法体系の整備を行なうよう国に要望しております。

(要望事項)

(2) 家電リサイクル法の見直し

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の見直しに当たっては、その対象品目を

拡大するとともに、不法投棄防止のための監視体制の整備や引取り・リサイクルに係る費用を販売価格に含めることを検討すること。

また、不法投棄機器の回収は、小売業者、製造業者の責任で行うこととし、町村が回収した場合は、その費用を製造業者等の負担とするなどの措置を講じること。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望については、平成17年度「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること、対象品目の拡大を検討すること及び不法投棄された対象機器の再商品化を事業者の負担とすることを、国に要望しております。

（要望事項）

（3）廃棄物処理施設整備事業に係る国庫補助の拡充

ごみ処理広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備事業については、国庫補助の対象の拡大や補助率の引上げを行うなど、一層の財政措置を講じるとともに、県の技術的、財政的な支援を強化すること。

＜措置状況＞（環境農政部）

財政的支援については、本来、ごみ処理は市町村の自治事務であることから、必要な経費は、市町村の自主財源でまかなうことのできる財源措置がとられるべきと考えておりますが、現状では地方への税源移譲が進んでおりません。そこで、当面の対策として、市町村の負担を軽減し、廃棄物処理施設の整備を促進するため、国庫補助金の拡充など財政的支援の充実について、これまで国に要望してまいりました。

しかしながら、廃棄物処理施設整備に係る補助金については、見直しが進められていることから、今後は、こうした状況も踏まえながら、市町村の財源が確保されるよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

また、技術的支援については、県と各ブロックの実務の責任者で構成する「ごみ処理広域化連絡調整会議」の場を活用し、技術的安全性、環境負荷、処理コスト、維持管理等に関する技術情報等の提供をするなどの支援を行うとともに、ブロック別の調整会議等の場において、積極的な対応を図ってまいります。

（要望事項）

（4）廃棄物処理施設等整備に対する国庫補助の特例措置

公害防止計画策定地域と同地域外の地域が混在する広域ブロックにおいて廃棄物処理施設等を整備する場合は、全地域を公害防止計画策定地域とみなす国庫補助の特例措置を講じること。

＜措置状況＞（環境農政部）

公害防止計画策定地域以外の補助率を2分の1に引き上げることについては、これまで国に要望してまいりました。

しかしながら、廃棄物処理施設整備に係る補助金については、見直しが進められていることから、今後は、こうした状況も踏まえながら、市町村の財源が確保されるよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

（要望事項）

（5）ダイオキシン類対策事業に対する財政支援

ダイオキシン類対策のために行うごみ処理施設の補修等の経費が年々多額となり、町村の大きな財政負担となっているので、国による財政措置を講じること。

また、廃止したじん芥焼却施設の解体に当たっては、ダイオキシン類暴露防止対策のため高額な費用がかかることから、新施設の整備事業と一緒にものでない解体工事についても補助制度を確立すること。

なお、ダイオキシン類の排出削減対策及び環境影響等の実態調査に要する経費についても財政支援措置を講じること。

＜措置状況＞（環境農政部）

ダイオキシン類対策については、排出規制の強化に伴い必要となる排ガス処理設備の改善等の財政負担に対し、国及び県は平成14年度までに財政支援を行い、必要な全ての施設について対策が完了しており、施設の補修等の維持管理に要する費用については、対応することが困難あります。

本来、ごみ処理は市町村の自治事務であることから、必要な経費は、市町村の自主財源でまかなうことのできる財源措置がとられるべきと考えておりますが、現状では地方への税源移譲が進んでおりません。そこで、当面の対策として、市町村の負担を軽減し、廃棄物処理施設の整備を促進するため、新たな廃棄物処理施設の整備を伴わない廃焼却炉の解体も含め、国庫補助金の拡充など財政的支援の充実について、これまで国に要望してまいりました。

しかしながら、廃棄物処理施設整備に係る補助金については、見直しが進められていることから、今後は、こうした状況も踏まえながら、市町村の財源が確保されるよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

（要望事項）

（6）河川区域内の不法投棄物撤去等に対する助成の強化

河川区域内への不法投棄が数多く発生しており、その撤去や河川清掃については、「不法投棄・散乱ごみ総合対策」の一環として県の補助制度が創設されているが、事業費に対して補助金額が十分でないことから、その増額を図ること。

また、不法投棄防止用のフェンス等を設置すること。

＜措置状況＞（環境農政部・県土整備部）

「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」については、平成15年度から、不法投棄物の撤去に重点的に補助金を充当することとしたところであります、厳しい財政環境下にありますが、引き続き、市町村による原状回復事業の支援を図ってまいります。

河川区域のごみの不法投棄については、県でもパトロールの実施や防止看板・柵の設置による未然防止対策と散乱ごみの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。

7 森林等水源環境の保全

（要望事項）

（1）森林保全のための国民的支援策の構築

地球温暖化対策推進大綱の見直しに当たっては、地球温暖化防止に果たしている森林、山林等の役割を適切に評価し、位置づけるとともに、森林等保全のための経費については、全国民が負担する仕組が必要であることから、新たな国税を創設するなど、森林等の地域を守る自治体の財政に寄与する制度の実現を図るよう国へ働きかけること。

＜措置状況＞（環境農政部）

現在、農林水産省では、環境省と連携して環境税の創設を要望しております。この使途として、間伐を積極的に行うとともに森林の複層林化及び長伐期化を進め、二酸化炭素を長期にわたり吸収・

固定する森林へ誘導する森林吸収源対策に充てることとしております。この施策は、ご要望の森林整備の促進に資することとなりますので、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

(要望事項)

(2) 森林整備対策の充実

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講じるよう国へ働きかけること。

特に、地域林業形成促進事業の補助対象区域を水土保全林区域に限定することなく、町村の森林整備計画の対象となっている森林全体を補助対象区域に指定すること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は町村に移譲すること。

＜措置状況＞（環境農政部）

森林の整備に係る財政措置については、機会をとらえて国に要望してまいります。

地域林業形成促進事業の採択は、国の定めた基準に従っているので、補助対象区域の拡大は困難であります。

「森林と人との共生林区域」の森林整備については、一般林業促進事業の補助対象となります。

保安林の指定、解除の権限については、森林法の規定によるもので、権限の移譲は困難であります。

(要望事項)

(3) 水源地域活性化のための財政支援等

水源地域の活性化を図るためには、ダム事業に伴い整備された施設を有効に活用するなど、ダム事業完了後においても継続的な取組が必要であるが、ダム事業完了後の施設は各町村の維持管理となり、財政を圧迫していることも事実である。

このため、県の計画（神奈川力構想・プロジェクト51地域計画等）に明確に位置づけし、今後も引き続き関係町村との連携を図る中で、水源地域活性化のための財政支援や水源地の整備等を積極的に推進すること。

＜措置状況＞（企画部）

県では、水源地域町村からの要望を踏まえ、平成15年度から、「水源地域交流の里づくり計画」に基づき、町村が実施する「地域資源を生かした交流を促進する施設」及び「水源地域の情報を総合的に提供する施設」の整備について補助金を交付する「水源地域交流の里づくり推進事業」に取り組んでおります。

総合計画「神奈川力構想・プロジェクト51」においても、戦略プロジェクトに「上流と下流の住民で支える水源地域づくり」を位置付け、その構成事業として、この事業を活用し「交流基盤の整備」を図ることとしております。

今後も、引き続き、この事業を推進することにより、都市住民との交流基盤の整備を進め、水源地域の活性化を図ってまいります。

(要望事項)

(4) 水源環境税の導入及び水源地域に対する交付金制度の創設

平成15年度に水源環境を保全するために進めるべき諸施策やその財源のあり方について神奈川県地方税制等研究会から知事に提言がなされ、議論が行われているが、水源地域は土地利用や排水の規制が厳しく財政状況にも影響を及ぼしていること、また、今後の水源地域が果たす役割等を踏まえ、水源環境税の導入及び水源地域に対する交付金制度の創設について積極的に取り組むこと。

＜措置状況＞（企画部・総務部）

水源環境の保全・再生の取組みについては、より充実した特別の取組みを長期にわたり継続的に推進していくため、安定的な特別の財源の確保が必要と考えておりますが、平成17年2月定例会での議論を踏まえ、さらに検討していくこととしました。

水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、平成17年2月定例会に提案しておりました神奈川県県税条例の一部を改正する条例については、今定例会の議論を踏まえ、議会と協議し、平成17年6月定例会に新たな案を提出し、議論することとしましたので、今回の提案は撤回したところであります。

（要望事項）

（5）水源の森林づくり事業の拡充及び林業経営者への新たな支援

現在、水源の森林づくり事業は民有林を対象として実施されているが、公有林や小規模事業を含むすべての事業を対象とするなど、事業内容を一層拡大充実すること。

また、森林整備に携わる作業従事者の確保・増員、林業経営者の育成や林業離職者を出さないための施策など、森林を保全するための新たな支援策を講じること。

＜措置状況＞（環境農政部）

水源の森林づくり事業は、ダム上流域を中心とした水源の森林エリア内の私有林を対象に、森林所有者の皆様のご理解とご協力をいただきながら推進しており、小規模な面積であっても他の森林と一体として事業化できるよう推進してまいります。

林業従事者の育成、確保については、「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を策定し、(社)かながわ森林づくり公社内に設置した「神奈川県林業労働力確保支援センター」が主体となって、林業従事者に対する知識・技術研修や、就労環境・雇用条件の改善などに総合的に取り組む森林整備担い手強化対策事業を実施してまいります。

（要望事項）

（6）県産材を使った住宅建設への助成制度の創設等

県産材の活用は、林業の活性化はもとより、荒廃化しつつある森林の保全や地元大工の継承、雇用の促進など、地域産業の振興につながるので、県産材を使った個人の住宅建設への助成制度を創設すること。

また、間伐材の有効利用が図れるよう木材チップ化機械の購入費補助制度を創設するとともに、丸太材加工などの共同施設を整備すること。

＜措置状況＞（環境農政部）

県産木材の有効活用については、生産から加工、消費に至るまでの一体的な対策に取り組んでいるところですが、当面は、搬出促進などの木材の生産量を増やす方策と県産木材利用の普及啓発を重点に進めることとし、加工対策及び県産木材を利用する県民に対する助成については、今後検討してまいります。

（要望事項）

（7）湖沼地域等の下水道整備に対する県費補助の拡充強化

県民の良質で安定的な水源の確保と水源地域の自然環境や生活環境の保全を図るため、湖沼地域とその周辺地域の下水道整備には、従来の下水道の県費補助率に加算した水源（湖沼）地域補助率とすること。

＜措置状況＞（県土整備部）

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。

また、平成15年度からは、県の財政状況も非常に厳しいところですが、水源地域に対しては引き続き重点配分を行うとともに、処理人口普及率の格差を図るため、普及率の低い自治体に重点配分するなどの見直しを図っております。

今後とも、社会経済情勢の変化を見ながら、必要な措置を検討してまいります。

8 安全・安心の地域づくり

(要望事項)

(1) 警察官の増員

これまで比較的治安の良かった町村部においても凶悪犯罪が相次いで発生し、治安は著しく悪化している。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の増員配置と交番の増設が必要不可欠である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講じるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (警察本部)

県においては、平成13年度から平成16年度までの4年間で、1,280人の警察官が増員されたところであり、また、平成17年度は、240人が増員される予定であります。

警察官の配置については、管内的人口、事件・事故発生件数や110番受理事件数のほか、鉄道・道路の整備状況、繁華街の分布、警備上の問題等も含め、総合的に勘案して決めております。

引き続き、警察官の配置については、治安情勢の変化等を勘案しながら対応してまいります。

(要望事項)

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、町村が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講じるよう国へ働きかけるとともに、県においても支援策を講じること。

<措置状況> (警察本部・県民部)

犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみの取組みとしていくため、県民が自主的に取り組む防犯活動への助成、活動拠点の整備、リーダーの養成を行うとともに、地域の推進体制の立上げ支援に向けた所要の措置を講じたところであります。

(要望事項)

(3) 警察官によるパトロールの強化と防犯対策への財政支援

街頭犯罪や子どもに対する犯罪等は年々増加傾向にある。このため学校、地域、行政機関等の有機的な連携はもとより、防犯パトロールや学校施設等への安全監視対策も行われているが、警察官による巡回パトロールは犯罪抑止効果が非常に高いので、一層充実・強化すること。

また、町村における防犯対策や地域住民の自主的な防犯活動の継続的な実施を支援するため、県による財政支援を行うこと。

<措置状況> (警察本部・県民部)

地域巡回パトロールについては、制服警察官による街頭活動を強化していくほか、警察本部自動車警ら隊のパトカーと警察署のパトカーや交番勤務員とを緊密に連携させ、機動力を生かして管内治安

の維持に努めてまいりたいと考えております。

また、犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみの取組みとしていくため、県民が自主的に取り組む防犯活動への助成、活動拠点の整備、リーダーの養成を行うとともに、地域の推進体制の立上げ支援に向けた所要の措置を講じたところであります。

(要望事項)

(4) 暴走族及びローリング族の取締り強化

暴走族及びローリング族の騒音や危険な暴走等の違法行為は、交通の妨げになるばかりでなく、地域住民の生活環境を破壊したり観光客などに多大な迷惑をかけている。

県では、平成15年12月に「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」を制定し、追放運動に取り組んでいるが、今後とも暴走等の行為を撲滅すべく、法令の見直しを国に働きかけるとともに、県による取締りを強化すること。

<措置状況> (警察本部)

暴走族対策については、「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」の柱となっている「暴走族を許さない社会環境づくり」、「暴走族への加入阻止・離脱促進」、「暴走族の取締りの強化」について、関係機関や団体等のご協力を頂きながら、県民総ぐるみでの取組みを行っているところであります。

また、平成16年6月9日に公布された道路交通法の一部改正では、暴走族の行為に関して「集団暴走行為については、迷惑や危険に遭った者がいない場合でも罰則の対象」、「騒音運転に対する罰則の新設」、「消音器不備車を運転した者に対する罰金の引上げ」等が規定され、平成16年11月1日から施行となりましたので、暴走族による違法行為については、現場取締りのほか、事件捜査等を徹底してまいります。

9 下水道の整備促進

(要望事項)

(1) 国庫補助制度の拡充、強化

整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、補助率の大幅な引上げや補助対象枠の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充、強化すること。

<措置状況> (県土整備部)

国庫補助率の拡大等について国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 下水道事業予算の所要額の確保

重要な社会基盤施設である下水道の円滑な整備推進を図るため、今後の下水道事業予算の所要額を確保し、町村の要望に応えること。

<措置状況> (県土整備部)

下水道事業の円滑な推進を図るため、下水道事業予算の所要額を確保することについて、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 地方交付税制度の改善充実

下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講じること。

＜措置状況＞（企画部）

下水道事業の地方交付税措置については、たとえば公共下水道（補助）事業の場合は地方債の充当率を90%として元利償還金の45%が後年度措置されるところであります。

現在のこうした地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案したうえで措置されているものであります、地方交付税の算定については、地方自治体の意見を申し出る制度が平成12年4月から施行されておりますので、具体的なご意見があれば、意見の申し出について必要な検討をしてまいります。

（要望事項）

（4）地方債における借換債制度の更なる緩和

下水道事業に係る地方債制度において、良質資金の確保、償還期限の延長、利率の引下げ及び借換債制度の更なる緩和を図ること。

＜措置状況＞（企画部）

下水道事業については、住民の日常生活に密接に関連していることや下水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業と比較しても政府資金等の公的資金の割合が高く、長期の償還期間が設定されております。

利率についても、公営企業金融公庫の優遇金利が適用されるなどの措置が講じられているところであります。

しかしながら、下水道施設によっては、耐用年数よりも償還期間が短いものも見受けられますので、制度改善が必要なものについては、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

また、借換えについては、資本費及び使用料が全国平均を著しく上回っている事業を対象に公営企業借換債が認められているところでありますが、公債費負担の軽減効果が必ずしも高いものとはなっていないことから、対象団体や措置内容の拡充について、引き続き国に働きかけてまいります。

（要望事項）

（5）管渠整備等に係る国庫補助対象範囲の拡大

円滑な管渠整備を推進するため、弾力条項の枠の拡大及び補助対象範囲の更なる拡大を図ること。

また、処理場の建物及び設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業を拡大すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

円滑な管渠整備を推進するため、弾力条項の枠の拡大及び補助対象範囲をさらに拡大することについては、引き続き国に働きかけてまいります。

また、処理場の建物及び設備機器等の整備に係る補助対象事業を拡大することについても、引き続き国に働きかけてまいります。

（要望事項）

（6）県費補助制度の拡充強化

県費補助制度については、平成15年度から配分の見直しが行われたところであるが、普及率の低い町村における下水道の早期整備を進めるため、補助対象範囲の拡大など、更なる拡充強化を行うこと。

あわせて、排水設備への補助制度を創設すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。

また、平成15年度からは、県の財政状況も非常に厳しいところがありますが、処理人口普及率の格差を正を図るため、普及率の低い自治体に重点配分するなどの見直しを図っております。

今後とも、社会経済情勢の変化を見ながら、必要な措置を検討してまいります。

なお、公共下水道に接続する排水設備についての県費補助は困難であります。

（要望事項）

（7）水源地域の下水道整備に対する支援の強化

県民の良質で安定的な水源の確保と、水源地の自然環境や生活環境の保全を図るため、水源地域の下水道整備事業に対する特別な財政措置を講じるとともに、人的、技術的な支援を行うこと。

＜措置状況＞（県土整備部）

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。

また、平成15年度からは、県の財政状況も非常に厳しいところがありますが、水源地域に対しては引き続き重点配分を行うとともに、処理人口普及率の格差を正を図るため、普及率の低い自治体に重点配分するなどの見直しを図っております。

今後とも、社会経済情勢の変化を見ながら、必要な措置を検討するとともに、国にも補助制度の充実を要望してまいります。

県の技術指導については、今後とも協力してまいります。

（要望事項）

（8）下水道処理施設等維持管理に対する支援の強化

老朽化施設の改築、更新などを含む下水道処理施設等の維持管理は、町村にとって大きな負担となるので、県職員による技術指導を行うとともに、十分な財政支援を行うこと。

＜措置状況＞（県土整備部）

下水道の維持管理費は、汚水私費、雨水公費の原則で負担することとされており、この考え方に基づき、下水道の利用者に負担をお願いしているところでありますので、ご要望の件については、現在のところ考えておりません。

（要望事項）

（9）下水道汚泥処理対策の推進

今後とも汚泥量の増加が見込まれるため、焼却灰の有効活用等処理対策の広域的体制を早期に整備すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

下水道処理において、発生する汚泥を安定的に処理をして、資源として有効活用していくことは、大変重要なことであります。

現在、下水汚泥の焼却灰については、県内では主にセメントの原料化による有効利用が行われております、当面は安定的に有効利用がなされていくと考えております。

しかしながら、将来的には、有効利用の手法を複数持つことが、安定的な汚泥処分に欠かせないと考えており、広域的な体制整備の促進とともに、汚泥の有効利用の方法について、今後とも関係市町

村とともに検討していきたいと考えております。

(要望事項)

(10) 酒匂川流域下水道の整備促進と流域下水道維持管理費の軽減

酒匂川流域下水道事業の推進を図ること。

相模川、酒匂川流域下水道の維持管理費負担金については、流域市町の財政を著しく圧迫するものとなっているため、維持管理に関する原則を見直し、流域市町の財政負担を軽減すること。

また、両河川から飲料水を取水している神奈川県広域水道企業団に対し、維持管理費について応分の負担をするよう働きかけること。

<措置状況> (県土整備部)

酒匂川流域下水道事業については、関連市町の流入汚水量に応じて、順次、施設整備の推進を図つてまいります。

また、下水道の維持管理費については、汚水私費、雨水公費の原則で負担することとされておりまので、この考え方に基づき、事業の効率的な運用を図りつつ、関連市町の皆様に受益の範囲に応じた負担をお願いしているところでありますので、ご要望の件については、現在のところ考えておりません。

なお、受益者負担の原則から、神奈川県内広域水道企業団に対し、負担を求めるることは考えておりません。

(要望事項)

(11) 下水道工事に伴う路面復旧の国庫補助対象基準の拡大

下水道管渠埋設に伴う路面復旧に対して、国庫補助対象となる面積の基準を拡大し、財政負担を少しでも軽減できるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (県土整備部)

国庫補助対象範囲の拡大については、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(12) 県管理道路の工事に要する自費復旧事務費の見直し

水道・下水道事業における道路掘削許可を受ける際の自費復旧事務費の負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものとなっているので、免除を含めて、負担金算出の基礎となる監督・検査費や確定工事費等の算出方法などの見直しを行うこと。

<措置状況> (県土整備部)

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同様、これを免除することは困難であります。

II 共通要望事項

1 町村財政基盤の強化

(要望事項)

1 地方負担を伴う事業に対する財源措置等について

地域住民への保健、福祉サービスを町村が実施することについては異論のないところですが、最近、65歳以上の高齢者へのインフルエンザ予防接種やC型肝炎ウィルス検査、障害者福祉サービスの制度改革など、地方負担を伴う事業が施行されました。このような事業を進めるうえで、県及び町村との十分な事前協議の実施と財源措置を講じるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (福祉部・衛生部)

障害者福祉サービス制度改革や肝炎ウィルス検査等、国が新たに取組みを行おうとする場合には、事業を実施する趣旨や実施方法、財源等について事前に十分な情報提供を行うとともに、市町村からの意見の反映に努めるなど、財源の措置を含めた適切な措置を講じるよう、機会をとらえ、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

2 地方超過負担の解消について

行政需要が多様化し、その財源確保に苦慮している町村にとって、各種の国庫補助基準が示す単価と実施に際しての単価差、数量差、地域差により生ずる地方超過負担は、町村の財政を圧迫するものです。

国と地方との財政秩序の確立を図る観点からも、また現在及び将来にわたる地方財政の健全化を確保する観点からも、社会情勢や住民ニーズの変化、施設水準の向上等に対応した補助基準に改善し、超過負担の解消が図られるよう、国への強力な働きかけを要望します。

<措置状況> (企画部)

国庫補助負担金の超過負担については、国と地方の財政秩序を乱す大きな要因であり、県でもその解消に向けて要望を続けております。

毎年度補助金等実態調査に基づき、一部については改善されておりますが、いまだ不十分なものも残っていると認識しておりますので、引き続き全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に要望してまいります。

(要望事項)

3 地方税制等の改正について

(1) 軽自動車税の税率については、昭和59年度から現行の税率となっているが、車両価格、性能等からみて自動車税に比較して非常に低率となっている。

取得価格や付加価値が向上している軽自動車の税率を現行のままに据え置くことは、自動車税と比較して均衡な税制ではなく、自動車税の税率に見合った税率への引上げを早期に国に要望すること。

また、軽自動車の課税・徴収事務の省力化や事務経費の削減を図るため、町村が登録事務を行

う軽自動車に係る軽自動車税を新規登録時に課税・徴収ができる制度に改正するよう併せて要望すること。

＜措置状況＞（企画部）

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税に比し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えますので、原動機付き自転車などに係る課税のあり方の検討を含め、機会をとらえて国に要望してまいります。

（要望事項）

（2）固定資産税に係る非課税措置等については、これまでの要望に対して「その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用実態などを踏まえて適宜見直しを行うよう要望していく。」との回答であるが、租税の公平な負担や地方財源の充実を図る見地から、宗教法人や学校法人等に対する非課税措置の整理、縮減を行うよう、強く国に要望すること。

＜措置状況＞（企画部）

非課税措置などは、租税負担の軽減を通じて、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適宜見直しを行い、整理・縮減されるよう、機会をとらえて国に要望してまいります。

なお、宗教法人や学校法人に対する非課税措置の整理、縮減については、上記の点を踏まえ、検討すべき問題と考えております。

（要望事項）

（3）地方税の申告手続き等の電子化システムの導入に当たっては、地方税電子化推進協議会の最終報告にも記述されているとおり、町村の負担が軽減できるような財源措置を講じるとともに、個人情報の保護、所得税・住民税との整合性の確保、また、操作性や利便性等を十分に考慮したシステム構築を行うよう国に要望すること。

＜措置状況＞（総務部・企画部）

地方税における電子申告の導入については、現在、全国の都道府県及び市町村で構成される「地方税電子化協議会」において、制度面やシステム面のほか、導入に伴う費用負担のあり方等についての検討が進められているところであります。

ご要望の点については、そこでの検討状況を踏まえながら、対応してまいりたいと考えております。

（要望事項）

（4）国有資産等所在市町村交付金の算定基礎となる県有財産台帳価格は、町村が提示した価格より低額になっており、租税の公平な負担の見地から不公平が生じている。平成16年度からは日本郵政公社が納付する納付金は、町村が提示した価格を基に算定しているが、県有財産台帳価格は町村が提示した価格に県が独自に定めた数値を乗じて定めており、適正な価格となっていないので早期に改善すること。

＜措置状況＞（総務部）

県有財産台帳価格に記載されている価格は、神奈川県財産管理規則第48条の規定による県有財産台帳価格算定要領にもとづき算定しております。

土地の台帳価格は、県有地の現況地目に応じた近傍類似地の固定資産税評価額を用いて算定した額

を記載しております。この価格は、3年に一度実施される固定資産税の評価替えの時期に合わせ価格を改定し、適正な価格となるよう調整を行っております。

建物の台帳価格は、取得時に建築工事費を記載し、増改築があった場合にこれを随時増額しております。また、土地と同様に3年に一度、減価償却相当分を減額するとともに、建築物価等による時価の動きを反映させ、適正な価格となるよう調整しております。

(要望事項)

4 ゴルフ場利用税交付金制度の存続について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場周辺における道路整備、環境対策等さまざまな行政サービスの効果を享受しているゴルフ利用者に課せられ、その7割が市町村に交付される、いわば市町村固有の税と言えます。分権型社会において、町村が自らの判断と責任で行政を推進していくうえで貴重な財源となりますので、ゴルフ場利用税の存続確保について特段の配慮を国に働きかけるよう強く要望します。

<措置状況> (総務部)

ゴルフ場利用税は、県及び市町村の貴重な財源ですので、引き続き、その存続に向けて取り組んでまいります。

(要望事項)

5 政府資金に係る地方債の借換え等について

政府資金に係る地方債については、一定の条件のもとで公庫資金の借換債の発行などの措置が講じられているところであり、また、平成13年度より既往債も含めて任意の繰上償還が補償金を支払うことを条件に認められています。

しかし、景気低迷や景気対策に伴う公債費の増大など、厳しい財政状況のもとで多額の補償金を支払っての繰上償還は、町村財政にとって利点は少ないと思われます。

つきましては、補償金支払いの要件緩和と借換債の枠拡大、さらには低利債への借換えについて特段の措置を講じるよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (企画部)

政府資金等の公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換えについては、これまで県並びに地方六団体において国への働きかけを行っております。

その結果、一定の要件を満たす団体についての繰上償還や借換えが認められるとともに、特別交付税による利差補てん措置が講じられ、さらに繰上償還については、補償金を支払うことにより、どの団体においても任意の繰上償還が認められたところであります。

しかしながら、これらの措置については、公債費負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で必ずしも十分な対策となっていないことから、繰上償還及び借換え等の公債費負担軽減措置のさらなる拡大について、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

6 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講じるよう国に強く要望するとともに、県においても独自の制度として水道企業体に対する高金利既往債の繰上償還のための低利による長期貸付制度を創設するよう要望します。

<措置状況> (企画部)

政府資金等の公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換えについては、これまで県並びに地方六団体において国への働きかけを行っております。

その結果、一定の要件を満たす団体についての繰上償還や借換えが認められるとともに、特別交付税による利差補てん措置が講じられ、さらに繰上償還については、補償金を支払うことにより、どの団体においても任意の繰上償還が認められたところであります。

県独自の制度創設については、既存の市町村振興資金貸付金の制度運用において、資金の効果的な配分や市町村事業の緊急性、あるいはご要望の制度の実施効果といった点等を踏まえて、今後検討してまいります。

(要望事項)

(1) 政府資金及び公営企業金融公庫資金ともに貸付け利率の引下げ、償還年限の延長など発行条件の緩和を図ること。

<措置状況> (企画部)

水道事業については、住民の日常生活に密接に関連していることから政府資金等の公的資金が優先的に配分されており、公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置等による公債費負担の軽減措置が講じられているところであります。

また、水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業債と比較しても長期の償還期間が設定されております。

公営企業である水道事業については、適正な料金設定等の経営改善努力を行っている団体に対して、なお一層の経営健全化を図る観点から制度改善が必要なものについて、今後とも機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

<措置状況> (企画部)

高料金対策借換債については、毎年度要件が見直されておりますが、条件面でまだまだ制約が多いことから、その適用の拡大措置や政府資金による借換債の実施について、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 起債対象事業において、その細部にわたる条件（対象外の仮設切回し工等）の緩和及び枠配分の拡大を図ること。

<措置状況> (企画部)

地方債は将来の住民に負担を残すものであるため、世代間の負担の公平性の観点から、その便益が後世代の住民に残る公共施設の建設等に係る経費に対象が限られており、水道事業については、こうした起債対象経費に対して100%の起債が認められており、現行の取扱いが適当であると考えております。

(要望事項)

7 ペイオフ解禁後の公金保護対策について

ペイオフの解禁に伴い、地方自治体にあっては、自己責任を果たしながら、安全で確実かつ有利な公金管理の取組が強く求められています。その一方策として、期限未到来の預金債権と借入金債務との相殺が挙げられますが、地方債制度上、町村においては市中金融機関からの借入れを自ら選

択することができないことから、相殺できる地方債の額が全く不足しているのが現状です。

このため、政府資金の一部を市中金融機関からの借入れに振り替えることができるようになるとともに、今後の地方債発行に際しては市中金融機関からの借入れを町村が希望できるような制度に改正することを国に働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（企画部・出納局）

政府資金等の公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換えについては、これまで県並びに地方六団体において国への働きかけを行っております。

その結果、一定の要件を満たす団体についての繰上償還や借換えが認められるとともに、特別交付税による利差補てん措置が講じられ、さらに繰上償還については、補償金を支払うことにより、どの団体においても任意の繰上償還が認められたところであります。

しかしながら、これらの措置については、公債費負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で必ずしも十分な対策となっていないことから、さらなる拡充について、引き続き国に働きかけてまいります。

また、国の地方債計画では、個別事業ごとに資金区分が決められ、この中で、一般公共事業や災害復旧事業等については、国の責任として公的資金を中心に確保されておりますが、地方自治体が自主的・主体的に実施する事業については、民間資金（市中金融機関）を中心に確保されており、民間資金を資金区分とする地方債については、現行制度の中でも、原則として市町村の希望に沿った資金配分がなされています。

なお、財政投融資改革などに伴い、公的資金は年々縮小し、民間資金の比率が高くなる傾向にあります、平成18年度からの地方債協議制度移行に向けて、市町村の意見を踏まえながら制度改善が必要なものについては、機会をとらえて国に要望してまいります。

2 地域情報化施策の推進

（要望事項）

1 光ファイバー網等のインフラ整備について

政府は、世界最先端のＩＴ国家（世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成）となることを目指しています。

e-japan重点計画では「民間事業者によるインフラ構築」、「地方公共団体等の公共ネットワーク、端末の整備を支援」を講じることになっていますが、民間事業者には、採算性の問題、地理的条件、地元町村の財政状況等によって着手できないなど地域間の情報格差が拡大することが予測されます。

つきましては、光ファイバー網の整備されていない地域に対する民間事業者への整備後の財政支援策、国によるネットワークの整備について一層の働きかけを要望します。

＜措置状況＞（企画部）

地域における高速・超高速ネットワークインフラの整備については、採算性等の問題から整備が進まない地域においても、民間事業者による整備が促進されるよう、直接補助、低利・無利子融資等の支援策の充実を、今後とも、国に働きかけてまいります。

（要望事項）

2 県及び県内市町村を結ぶ地域ネットワーク（県域WAN）の整備について

現在、総合行政ネットワークシステム（LGWAN）の導入が運用されていますが、制約も多く

回線速度もさまざまのが現状です。今後の電子申告や電子申請・電子届出等を考えると、利用度が高く、より高速でしかも全市町村均一なネットワークを敷設することが急務と思われます。

つきましては、県が主体となってこうした県域WANの整備を進めるよう要望します。

<措置状況>（企画部）

県域WANの構築については、電子自治体の推進にあわせ、今後、市町村との調整を進め、実現に努めてまいります。

（要望事項）

3 電子化の推進に当たっての財政支援について

平成15年度に総合行政ネットワークが構築され、自治体間における電子文書交換システム稼働への取組が順次進められています。電子文書交換システムを実効性のあるものにするためには、電子文書管理システムの導入が不可欠ですが、財政事情により早期実現が難しいことから、システム導入などの費用に対する県の財政支援を要望します。

<措置状況>（企画部）

県では、「電子文書管理システム」のような内部管理システムの導入に対する財政的支援制度はありませんが、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会において、「電子文書管理システム」などの共同開発について、県と市町村とで研究を進めてまいります。

（要望事項）

4 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の多くの地域では、山間部特有の複雑な地形のためテレビ電波が良好に受信できず、このためテレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信しており、個別アンテナ受信者の多くも劣悪な環境で受信しています。

平成23年（2011年）の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、更にテレビ共同受信施設事業の重要性が増すことと思われます。このため、テレビ共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するために想定される設備の更改等にかかる費用は小規模な事業者の重い負担となることが考えられるとともに、地域特性に適した情報通信基盤整備の一環としての新たな事業の展開も想定されることから、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する直接補助等の支援措置を講じるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県民部・企画部）

地上波放送デジタル化による影響の有無については現時点でははっきりしておりませんが、国からの情報は的確に市町村にお伝えしてまいります。

また、地域情報通信基盤整備については、国により、新世代地域ケーブルテレビ（CATV）整備への補助制度や、民間事業者が行う光ファイバー整備への低利融資制度などの支援策が講じられておりますが、民間事業者に対する支援策が拡充されるよう、今後とも国に働きかけてまいります。

（要望事項）

5 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

戸籍事務へのコンピュータ導入は、事務の煩雑化等に対応するため早期に実施しなければならないと考えています。

つきましては、導入に伴う経費負担については特別交付税措置でなく、負担率を明確にした国庫補助制度へと変更し、併せて稼働後の経費についても同様の措置を講じるよう国への働きかけを再

度要望します。

＜措置状況＞（企画部）

戸籍事務のように、地方自治体が実施主体となる事務に対する費用については、地方税あるいは地方交付税による一般財源として措置されることが、地方自治体の自主性・主体性を強化し、行財政運営の簡素化を推進する観点から望ましいことと考えております。

したがって、今後、地方分権の推進にあわせ、地方税財源の拡充について早急に実現するよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に要望してまいります。

3 地震防災対策の充実強化

（要望事項）

1 地震財特法の延長について

予想される東海地震に備え、災害から住民の生命、財産を保護するためには、防災施設の充実や各種防災機材の整備など、今後実施すべき事業が数多く残されていますが、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」は平成16年度末で期限切れを迎えます。このため、地震財特法の延長について、国に強く働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（防災局）

ご要望の点については、平成17年度「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」のほか、関係機関と連携した要望活動も行っております。

（要望事項）

2 神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金の延長について

神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金制度は、平成17年度末で期限切れを迎えますが、地震防災対策強化地域の指定を受けている地域では、消防・防災対策は未だ十分とはいえず、更に継続して実施していく必要があります。

このため、同補助金制度の延長を要望します。

＜措置状況＞（防災局）

市町村地震防災対策緊急支援事業は、法人2税の超過課税活用事業であることから、时限を明示して実施しており、时限となる平成17年度末で終了することになります。

平成18年度以降の市町村の地震防災対策への支援に係る対応については、平成17年度までの市町村の地震防災対策の実績を踏まえるとともに、東海地震対策大綱、南関東地域直下の地震対策に関する大綱、新潟県中越地震により今後市町村が新たに講ずべき対策等を総合的に勘案して、検討を進めてまいります。

（要望事項）

3 橋梁・トンネル等への耐震補強事業に対する補助制度の創設について

大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震の強化地域に指定されている町村においては、神奈川県西部地震も危惧される中、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となっています。

行政区域内の主要道路には、多くの橋梁やトンネルが存在しており、住民の生命財産を守るうえからも橋梁等の耐震診断と、その結果に基づいた早急な補強工事が求められています。

つきましては、これらの事業に対する国並びに県における補助制度の創設を強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の件については、国庫補助制度として橋梁補修事業、災害防除事業がありますが、県の補助制度はありません。

県では、これらの事業に対して、技術的助言などの支援のほか、国庫補助採択の可能性について検討していきたいと考えております。

（要望事項）

4 高速道路跨道橋の耐震補強対策事業に対する財源措置について

高速道路完成時に日本道路公団から移管された東名・中央高速道路の跨道橋及び小田原・厚木道路の跨道橋は、管理者である町が耐震補強対策事業を実施することとなっています。しかし、事業の実施に当たって、財政状況が逼迫している町村にとっては多大な財政負担となります。

つきましては、国からの交付金による緊急地方道路整備事業のみでなく、県の上積助成と原因者である日本道路公団から負担金を徴収する制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の件については、県による上積み助成は困難ですが、日本道路公団から負担金を徴収する制度の創設については、事業化の計画にあわせて、国及び日本道路公団に伝えてまいります。

4 安心で豊かなくらしの創造

（要望事項）

1 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援体制について

配偶者からの暴力（DV）被害に関する相談や一時保護に関する相談業務が増加しつつあります。DVで保護された方の人権を確保し、自立支援を迅速かつ円滑に行うために、住民票や保険証、学籍の発行、また児童手当の支給や選挙の執行などが円滑に行えるような法的整備や仕組みづくりが望されます。

県においては、法律の実効性を確保するため、関連する諸法律の見直し検討会議等を設置するなど、関係機関で統一した対応が出来る支援体制の充実を要望します。

他方、児童手当の支給については住民票・戸籍関係の証明が絶対条件となっており、DV被害者や児童の生活保護手続きが円滑に出来ない状況にあります。憲法に保障された人権・教育などの権利を確保するために、法整備等を行うよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県民部・福祉部）

県では、配偶者暴力相談支援センターを中心に被害者からの相談、保護や、自立支援に向けて、迅速、円滑に対応できるよう、弁護士会もメンバーとした関係行政機関等連絡会議を設置し、地域ごとの関係機関との連携を図るなど被害者支援の充実に努めているところであります。

児童手当の支給については、児童手当法により住所地の市町村長の認定を受けなければならぬとされています。しかしながら、国の見解では、DVのため転居を余儀なくされた方が、居所を知られないようにするために、住民票を異動できない場合については、転居先の市町村において、認定・支給をすることが可能とされております。なお、児童手当の認定請求に当たっては戸籍関係証明の提出は必要とされておらず、生活保護の申請に当たっても、住民票・戸籍関係証明の提出は必要とされておりません。

また、平成16年7月から「DV被害者等保護のための住民票閲覧等制限措置」の取扱いも実施されているところであります。

DV被害者支援に当たっては、このような住民票・戸籍関係証明の取扱いのほか、保険証、学籍の発行における国の関係省庁における制度の見直しなどの動きも踏まえて、被害者の安全確保、自立支援がより円滑に行われるよう、今後とも国に要望してまいります。

(要望事項)

2 消費生活相談体制の整備等に対する支援について

消費生活相談件数が年々増加傾向にあるにもかかわらず、県の消費生活センターが再編整備され、中央消費生活センターのみとなったことにより、町村の人的・財政的な負担が増大してきています。とりわけ町村が実施している継続相談等複雑な相談内容に適切に対応するため、今後もより一層の消費生活相談員の育成及び人材の確保が必要不可欠です。また、商品等の情報の高度化や専門化が進む中、消費者の利益保護のために行う消費者教育、啓発及び消費者団体の育成も必要です。

つきましては、平成16年度に期限切れを迎える市町村消費生活相談体制整備推進事業費補助制度の延長と、町村が行う消費生活相談員確保の取組の支援を要望します。

<措置状況> (県民部)

県では、消費生活相談を行っている市町村に対して、主としてかながわ中央消費生活センターにおいて、地域の実情に応じてきめ細かな相談支援を行うため、地域別担当制度を設け、①相談日数が少ない市町村の相談者からの相談等に対応する支援相談、②移送相談、③ヘルプデスク、④市町村へ出向いて助言を行う出張支援、⑤法律・技術分野の専門性の高い相談案件の処理等の支援を行う専門相談、⑥商品テストコーディネートを行うとともに、相談に必要な被害未然防止情報の提供及び事業者指導を実施しており、今後も、引き続き、市町村と連携して消費生活行政の充実強化を図ってまいります。

また、県では、市町村の消費生活相談体制の整備を円滑に推進していただくため、平成11年度から施設整備（単年度）や相談員設置（5年間）の補助制度（政令市を除く）を設け、これまで多くの市町村に補助制度の趣旨をご理解いただいたうえで、県として支援を行っており、大磯町、二宮町、寒川町、愛川町、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町は平成16年度まで、清川村は平成17年度まで、箱根町、真鶴町及び湯河原町は平成19年度まで補助を行いますが、現行の補助制度の延長は困難であります。

なお、県では、苦情処理に関する人材の確保及び資質の向上については県の役割と認識し、複雑化・多様化する相談内容を円滑に処理するため、市町村の消費生活相談員等を対象とした各種研修の実施や市町村への消費生活相談員の紹介を行っており、今後さらに、相談員の人材育成策の充実を図ってまいります。

(要望事項)

3 被災者の生活再建支援制度の充実について

災害救助法に該当する被害が発生した町村の区域に係る自然災害に対しては、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用した被害者生活再建支援金が被災者に支給されますが、その適用を受けられない町村の被災者は何ら救済されないのが現実です。

つきましては、支援制度の適用基準を緩和するなど、災害救助法適用地域以外の被災者に対しても等しく救援が受けられるよう制度の見直しを国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (防災局)

被災者生活再建支援制度については、平成16年3月の被災者生活再建支援法の改正により、居住安定支援制度の創設とあわせ、同法が適用される市町村に隣接する市町村についても5世帯以上の住宅が全壊した場合には対象となるよう、適用基準の緩和等を内容とする見直しが行われております。

5 農林業振興対策の推進

(要望事項)

1 松くい虫防除に対する補助制度の拡充について

近年の松くい虫の被害は目を覆うものがあり、このままでは自然環境の保全はおろか景観形成の上からも憂慮すべきものがあります。

町村では松くい虫による松枯れの被害対策として、毎年特別伐倒や樹幹注入などによる松くい虫防除事業を実施していますが、松枯れの被害が毎年拡大しています。町村の財政状況が大変厳しい折から、これらの防除事業に対し、補助対象の区域拡大、特別伐倒の補助基準額の引上げを図るよう、国に対して強く働きかけるとともに、県の技術的支援と財政援助を要望します。

<措置状況> (環境農政部)

松くい虫防除事業については、県でも財源の確保、効率的な防除の推進に努めているところであります。予算面では、関係市町村からの要望に全て応じることができない状況であります。

各市町村における自主的防除事業で、防除対象を絞り込んで樹幹注入を実施するなど、効率的な実施をお願いするとともに、県でも引き続き財源の確保に努めてまいります。

(要望事項)

2 有害鳥獣対策について

(1) 被害防止の視点からの特定鳥獣保護管理計画の見直し

<措置状況> (環境農政部)

特定鳥獣保護管理計画を策定したニホンジカ、ニホンザルについては、県が主体となり生息状況や被害状況等について継続的にモニタリングを実施し、その結果をもとに毎年度、事業の進め方等を見直しており、今後とも多様な主体と協調して生息環境整備、個体数調整及び被害防除対策を進めてまいります。

(要望事項)

(2) 野猿、鹿に係る捕獲許可権限の市町村移譲

<措置状況> (環境農政部)

特定鳥獣保護管理計画を策定したニホンジカ、ニホンザルについて、現計画期間中（平成15年度～平成18年度）は捕獲許可権限の市町村移譲は考えておりません。

(要望事項)

(3) 広域獣害防止柵整備事業の継続実施及び小規模の農地の囲い込みにも対応できるような要領の改正

<措置状況> (環境農政部)

県の広域獣害防止柵整備事業は平成16年度で終了しますが、平成17年度は、市町村が行う獣害防護柵の整備事業に対し、既存の補助制度を充実強化し、この中で支援してまいります。

(要望事項)

(4) 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助金の充実強化

<措置状況> (環境農政部)

鳥獣保護管理対策事業補助金については、財政状況が極めて厳しい中、昨年度に比し、予算枠を拡大することといたしました。あわせて、地域の被害対策に助言を行う専門員の配置やG P Sを活用したサルの群れ位置捕捉などのモデル事業の実施など、地域での主体的な被害対策への取組みを支援してまいります。

(要望事項)

(5) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

<措置状況> (環境農政部)

効果的な鳥獣被害対策は、各地域関係者の主体的な取組みが基本でありますので、県では地域の実情に応じた主体的な取組みに対し、市町村が実施する被害対策事業をとおして助成を行うとともに、各地区行政センターごとに設置した地域対策協議会において広域的な被害防止対策を議論・検討してまいります。

(要望事項)

(6) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

<措置状況> (環境農政部)

効果的な鳥獣被害対策は、各地域関係者の主体的な取組みが基本でありますので、県では地域の実情に応じた主体的な取組みに対し、市町村が実施する被害対策事業をとおして助成を行うとともに、各地区行政センターごとに設置した地域対策協議会において広域的な駆除体制を議論・検討してまいります。

また、捕獲許可事務の一部については、迅速な対応による住民サービス向上の視点から市町村(横浜市及び三浦市を除く。)に移譲しております。

(要望事項)

(7) 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立

<措置状況> (環境農政部)

有害鳥獣の捕獲許可を受けて捕獲した鳥獣は、原則として捕獲許可を受けた者が処分することになっておりますが、処分の困難性がある場合、必要な情報提供に努めてまいります。

(要望事項)

(8) 野生動物の生態環境を整備するため、公有林の天然林(広葉樹)施業の積極的推進

<措置状況> (環境農政部)

平成14年度末に策定したニホンジカ、ニホンザルの保護管理計画においても、個体数管理や被害防除対策とあわせ、生息環境管理は重要な事業の柱としており、県有林を中心に生息環境の改善に資する取組みを進めることとしております。市町村においても市町村森林整備計画との整合を図りつつ、生息環境管理への取組みを進めていただくようお願いいたします。

(要望事項)

(9) カラス、ハト等被害をもたらす鳥類の生息調査の実施

<措置状況> (環境農政部)

カラス、ドバト等の生息調査は、平成12年度及び13年度に実施しましたので、現時点での調査の予定はありません。

(要望事項)

(10) 被害に対する新たな補償共済制度の確立

<措置状況> (環境農政部)

鳥獣被害に対する新たな補償共済制度の創設は考えておりませんが、現行農業災害補償法の対象品目に、キャベツ、だいこん等露地野菜を追加することについて、引き続き国に要望しております。

(要望事項)

3 移入獣（アライグマ、タイワンリス等）駆除に対する支援について

(1) アライグマについては、市町村によって捕獲処分するところと避妊処置のみで放逐しているところがあり、市民、町民からの問合せに対する対応に苦慮している。県として統一的な方法を示すとともに、広域的な対応のイニシアティブをとること。

<措置状況> (環境農政部)

平成16年6月に公布された「特定外来生物による生態系被害等の防止に関する法律」により、地方自治体は、国の防除方針の範囲内で、認定を受けて特定外来生物に指定された生物の防除を行うことができることとされており、平成17年度は、防除計画策定等のために調査を行うなど、所要の措置を講じたところであります。

また、特定外来生物に指定されなかった鳥獣による被害対策に当たりましては、在来の有害鳥獣と同様、市町村、関係団体及び被害地域の方々と連携してまいります。

(要望事項)

(2) アライグマの捕獲処分に要する費用は、年々増加している。県からの補助金を今後とも継続するとともに、一層の拡充を図ること。

<措置状況> (環境農政部)

鳥獣保護管理対策事業補助金については、財政状況が極めて厳しい中、昨年度に比し、予算枠を拡大することといたしました。

(要望事項)

(3) アライグマ、タイワンリスについての情報（生態、効果的な駆除方法等）を県内で共有できること。

<措置状況> (環境農政部)

平成16年度、県内市町村の協力を得て収集したアライグマ等移入鳥獣の有害鳥獣捕獲個体から得た情報の分析結果を含め、今後とも情報の収集・提供に努めてまいります。

(要望事項)

4 ヤマビル駆除対策の強化について

(1) 町村が実施するヤマビルの駆除対策事業に対する県補助制度の創設

<措置状況> (環境農政部)

ヤマビルについては、その被害が住民に身近な生活被害であることから市町村に中心的な役割を

担っていただきたいと考えており、対策についての研修実施に努めており、補助制度の創設は困難であります。

(要望事項)

(2) ヤマビルの生息域（被害）を減少させるための防鹿柵設置事業の拡大
<措置状況>（環境農政部）

ヤマビルは、シカ等大型獣に付着してその生息域を拡大しているともいわれており、平成17年度は、市町村が行う獣害防護柵の整備事業に対し、既存の補助制度を充実強化し、この中で支援してまいります。

(要望事項)

5 林道の整備促進について

林業生産基盤である林道については、別表「林道整備箇所表」により、開設、通行規制の緩和を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

向原山～高松間の林道開設については、国が同地区で実施する特定中山間保全整備基本計画調査の動向を見守ってまいります。

林道は、林業の効率的な経営や適切な森林施業を行うための施設であるため、構造も道路法に基づく一般の道路とは異なり、幅員が狭いものとなっております。このことから、明神林道では通行の安全確保のために公安委員会による交通規制も行われているところであります。

なお、特例として地元関係者や林道沿線の施設利用者の通行を制限的に認めておりますが、現状では通行規制の一層の緩和は困難であります。

(要望事項)

6 地籍調査事業の推進について

市町村が事業を進めている国土調査法に基づく地籍調査の実施は、土地の明確化・公正適正課税等に大きな成果を上げています。しかし、調査を適正に実施し国の承認後、速やかに当該法務局に送付しても、職員不足等の理由により登記手続が1年以上遅延しているのが実状です。

このため、遅延期間内に土地の異動等が発生し、土地所有者に多大な迷惑をかけており、このような状況が長く続くとやむを得ず事業を休止する市町村の増大が懸念されます。

つきましては、登記手続の迅速化についての早期対応を国に働きかけるよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の点については、速やかな登記手続きが図られるよう、機会をとらえて国に要望してまいります。

6 社会福祉の充実強化

(要望事項)

1 保健・医療・福祉分野の人材確保、育成対策と国、県の補助金について

(1) 地域における保健・医療・福祉施策の充実、強化に向け、国が確実な財源措置を講じること。
<措置状況>（福祉部・衛生部）

老人保健事業のがん検診事業、児童扶養手当事業等、国庫負担金や補助金の地方交付税化による一

般財源化や補助率の取扱いについては、市町村が安定した事業展開が可能となるよう、財源確保や新たな補助事業化などについて、引き続き国に要望してまいります。

また、医療関係者養成確保対策費補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費補助金制度の維持・充実について、機会をとらえて国に伝えてまいります。

(要望事項)

(2) 保健・医療・福祉事業に係る県補助金の基準の引下げや補助率の削減をしないこと。

<措置状況> (福祉部・衛生部)

ひとり親家庭等医療費助成事業費補助及び重度障害者医療費給付事業費補助については、事業の安定的な継続を図るため、県と市町村との役割分担を踏まえ、市町村と話し合いをしながら、制度の見直しを進めてまいりたいと考えております。

(要望事項)

(3) 多様化する保健・医療・福祉業務に対応した幅広い人材の確保、育成への支援及び県専門職員の派遣

<措置状況> (福祉部・衛生部)

保健・医療・福祉分野の人材の養成・確保については、総合計画「神奈川力構想・プロジェクト51」において戦略プロジェクトとして位置付け、積極的に取り組むこととしております。

県立保健福祉大学において、保健・医療・福祉の総合的な人材を育成するとともに、大学の附置機関の実践教育センターでは、保健・医療・福祉分野に従事している現任者（県・市町村職員を含む）の一層のレベルアップを図るための現任者教育を行っております。

また、県保健福祉事務所やかながわ福祉人材研修センターなどさまざまな機関においても、引き続き幅広い人材の確保、養成に向けた取組みを推進してまいります。

専門職員の市町村への派遣については、現在の福祉職職員全体の配置状況からすると厳しいものがありますので、さまざまな機会をとらえて、これまで培ってきた福祉職職員の知識・技術を生かしながら、町村の事務支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

(要望事項)

2 児童福祉の充実について

(1) 児童福祉法の一部改正に伴い、平成17年度からは市町村の窓口で養護相談（虐待相談を含む）

や障害相談を含め、子どもと家庭に関する各種の相談を受け付け、必要な助言、指導等を行っていくことが予定されており、こうした事務に対応できる専門職員の配置や体制の充実が必要となります。

つきましては、専門的な知識、経験を有する県職員の派遣及び県からの財政支援を要望します。

<措置状況> (福祉部)

児童福祉法の一部改正に伴い、市町村が一義的相談窓口となりますが、市町村に対しまして、職員の派遣及び財政的支援は困難な状況であります。県では、「市町村における児童相談のあり方検討委員会」を設置して、市町村への県の支援方法を検討しております。また、法改正後も児童相談所を中心として、市町村と積極的に連携を図り、児童相談の充実に努めてまいります。

(要望事項)

(2) 平成16年3月の法改正により、公立保育所運営費が一般財源化され、従前の国庫負担金に対しては税源移譲により満額とは言えないながらも財源が確保されましたが、県負担分については交

付税措置という名のもとに実質削減されました。国は、公立保育所は地方自治体の責任に基づいて設置していることを一般財源化の理由としていますが、民間保育所がない地域においては地方自治体が設置しなければならず、その運営には多大な経費を必要としますので、県における従前と同様な支援を要望します。

また、補助制度等を変更する場合には、一方的な法改正ではなく、都道府県及び市町村の意見を聴取するよう、国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

公立保育所運営費については、国の三位一体の改革により、一般財源化されることとなりましたが、市町村に対する地方交付税が大きく減額され、財源不足が懸念される中で、三位一体の改革の推進に当たっては、所要の税財源措置を確実に講ずるよう、また、地方の意見等を尊重して推進するよう、県でも国に要望しております。

（要望事項）

（3）少子化の進展に伴い、学校・幼稚園及び保育所の効率的な運営や教育効果の向上を目指して、幼稚園と保育所の共用化合築施設の整備を推進していますが、町村財政が極めて厳しい状況にあるため、円滑な実施が困難となっています。このため、国庫補助率の引上げと補助枠及び補助対象面積等の拡大について国への働きかけを要望します。

あわせて、職員の兼務等当該施設の運営についても地域特性を踏まえた幼保一元化が図られるよう国への働きかけを引き続き要望します。

＜措置状況＞（福祉部・教育庁）

幼保の総合施設について、平成17年度における試行、18年度からの本格実施に向けた国の検討が行われておりますので、地方の実情を踏まえた具体化について働きかけてまいります。

公立学校の施設整備に係る国庫補助負担金については、平成16年8月24日に地方六団体が国に提示した「国庫補助負担金等に関する改革案」において、税源移譲対象補助負担金として位置付けられておりますが、その取扱いについては、平成16年11月26日に政府・与党から示された「三位一体の改革について」により、平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定することとされております。県としては、三位一体の改革の趣旨を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。

また、幼保一元化については、幼稚園と保育所は、それぞれの制度の中で整備充実が図られているところですが、国は多様化する保育ニーズに応える観点に立ち、両施設の連携強化に努めています。

県でも、現在、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施するなど、両施設の連携が図られるよう取り組んでおりますが、今後、国の動向を見据え、適切に対応を進めていくよう努めてまいります。

（要望事項）

（4）児童手当の所得認定に当たり、未申告者及び夫が米海軍等に勤務し所得確認ができない者を所得なしと判断する不公平な現行の児童手当法の改正を国に働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

要望の趣旨を国に伝えてまいります。

（要望事項）

3 障害福祉の充実について

（1）平成15年度より開始した支援費制度に伴う財政負担は町村の財政を大きく圧迫しており、障害

者に対する福祉サービスを維持することや新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっています。障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、小規模自治体の財政状況に即した財政支援を要望します。

ア 支援費制度の国2分の1、県4分の1の財政負担については、今後とも厳守するよう国に働きかけること。

＜措置状況＞（福祉部）

現在、障害者自立支援法案が示されており、その審議状況を注意深く見守るとともに、国には、市町村に新たな財政負担を生じさせないよう要望してまいります。

（要望事項）

イ 知的障害者福祉事務等の県からの移管事務に係る経費に対する助成制度を創設すること。

＜措置状況＞（福祉部）

平成15年4月から知的障害者に係る事務及び障害児の居宅支援に係る事務が市町村に権限移譲されました。県でも、市町村に対し、できる限り側面的な支援をしてまいりたいと考えております。

（要望事項）

ウ 利用者本位の生活支援体制の充実とケアマネジメント体制の整備のため、社会福祉法人へ委託している障害者全般を対象とした生活支援事業について、財政支援を行うこと。

＜措置状況＞（福祉部）

平成15年度から、「障害児者地域療育等支援事業」は県事業として、「市町村障害者生活支援事業」は、市町村事業として一般財源化されました。県ではそうした動向を踏まえ新たに総合相談窓口設置促進事業を、総合計画「神奈川力構想・プロジェクト51」に位置付け、年度別目標を定め、設置に取り組んでまいります。

（要望事項）

（2）重度障害者医療費給付事業については、平成16年度に補助率1／2を目標に毎年度見直しが行われていますが、制度導入の趣旨を尊重するとともに、市町村の財政事情を考慮の上、現状の補助率を維持するよう要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

重度障害者医療費給付補助事業については、事業の安定的な継続を図るため、県と市町村との役割分担を踏まえ、市町村と十分話し合いながら、補助率の見直しを進めてまいりました。

（要望事項）

（3）重度障害者住宅設備改良費の申請が増加する中で、同補助金の限度額が長年据え置きとされているところですが、社会経済情勢等から判断すると現行の限度額は実情にそぐわないことから、補助限度額の引上げについて要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

重度障害者住宅設備改良費補助事業については、より一層効果的かつ適切な補助制度となるよう、検討してまいりますが、増額は困難であると考えております。

（要望事項）

（4）路線バスの車両低床化（バリアフリー化）を促進するための国庫補助金交付要綱では、交付条件として地方公共団体の協調が求められており、県内では数市町が補助制度を有するのみという

現状です。

バリアフリー化の推進のため、県においても県内市町村との調整を図り、補助制度を新設するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県では、ノンステップバスの導入に対する支援として、乗合バス事業者が平成18年3月31日までの間に、ノンステップバスを購入した場合の自動車税や自動車取得税について、その2分の1を減免するといった税制上の措置を講ずるとともに、ノンステップバスを利用しやすい環境を作るため、歩道などの整備に努めているところであります。

ノンステップバスの補助については、地域内交通としてのバスの役割から、本来、市町村が主体となって整備していくものと考えておりますが、交通バリアフリー施策を推進する観点から、県内のノンステップバスの導入状況等を見ながら、県として、どのような支援が可能か検討してまいります。

（要望事項）

（5）近年、障害者の社会参加の進展に伴い、障害を有する観光客もいます。

このため、町が設置しているトイレでは、オストメイトに対応した整備を図っていますが、国・県が設置している公衆トイレについても、身体障害者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望します。

＜措置状況＞（福祉部・県土整備部・環境農政部）

福祉の街づくり条例の整備基準において、車いす使用者などの障害者や子どもを連れた方をはじめ、だれもが利用しやすいトイレを「みんなのトイレ」と位置付け、公共的施設への設置を義務付けていますが、「みんなのトイレ」の設備として、オストメイト対応の洗浄装置の設置を「望ましい水準」としており、今後ともその普及に努めるとともに、県の設置する公衆トイレについても、設置について検討を行ってまいります。

（要望事項）

（6）身体障害者については、日常生活能力または職業能力の回復を目的とした更生医療制度がありますが、知的障害者については対応がなされていません。同じ障害者としての生活・経済的格差をなくすため、知的障害者に対する更生医療制度の導入を国に働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

更生医療は、身体障害の原因となっている疾病等の軽減を通じて日常生活能力等の回復を目的として行われる医療であるため、知的障害者に対する更生医療の適用は困難であると考えております。

（要望事項）

（7）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の平成11年改正により、平成14年度から市町村が精神障害者保健福祉手帳の経由事務及び通院医療費公費負担申請受理事務のほか、新たに法定化されたホームヘルプサービスなどの在宅の精神障害者の支援施策の実施や福祉サービスの利用に関する相談、助言等を行うことになりましたが、小規模な町村は限られた予算、職員体制の中でその対応に苦慮しています。

つきましては、町村が実施する精神障害者支援事業に対し、県からの人的、財政的支援を要望します。

ア 町村には精神障害の特性について専門的な知識を有する職員が少ないため、県保健福祉事務所の専門職員による精神障害者に対する訪問指導の充実と、町村が実施する在宅支援策との連

携強化を図ること。

＜措置状況＞（衛生部）

精神障害者福祉の事務移管等については、業務の円滑な実施に向けたガイドブックやマニュアルを作成したほか、保健福祉事務所と町村で連携を図りながら、具体的な事務内容や技術的助言を随時行っております。今後とも町村の業務執行が円滑に行われるよう研修の開催や、障害保健福祉圏域単位による連携を深めてまいります。

（要望事項）

イ 町村が行う在宅精神障害者福祉手当給付事業に対し、助成措置を講じること。

＜措置状況＞（衛生部）

精神障害者には、身体及び知的障害者にない制度として、精神障害者入院医療援護金制度と通院医療費公費負担制度があります。

当該制度の継続を主眼に置き、精神障害者に対する支援に取り組んでまいります。

（要望事項）

4 高齢者福祉の充実について

（1）高齢化社会の進展に伴い、シルバー人材センター等の役割は今後ますます重要になりますが、業務量及び財政負担の一層の増加が見込まれ、人的、財政的に大変厳しい状況です。

特に県補助金については、平成15年度から補助限度額の引下げが実施されたため、事業の拡充が求められているにもかかわらず補助金が減少することとなり、町村財政の負担が非常に大きくなっています。

このため、今後、補助金について基準の引下げなどを行わないよう強く要望します。

＜措置状況＞（商工労働部）

シルバー人材センター等事業振興補助金のうち、各町が設置する高齢者事業団に対しては、法人化の促進を図る中で、補助金は当面継続し、平成17年度当初予算においても、15年度の補助限度額を維持することとしております。

（要望事項）

5 生活保護基準・級地の見直しについて

生活保護法における級地は、各地域ごとの生活環境の違いから生じる「生活様式」や「物価差」等を勘案し、分類されていますが、本県町村の場合、近隣の都市と比較しても低い位置づけとなっており、生活圏域や生活水準などが近隣都市と変わらないことを考慮した場合、実情と著しくかけ離れています。保護の内容にも不均衡が生じていることから、実情に合った基準・級地とするよう引き続き国に働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の点については、地域の実情に即した見直しを行うよう、これまで「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」として国に要望しておりますが、今後とも、市町村と連携し強く要望してまいります。

7 保健医療対策の充実強化

（要望事項）

1 保健・予防事業の安定的推進を図るための財政支援について

一部の保健事業においては、国庫補助負担金が廃止されて、一般財源化され、また、県単独補助についても廃止あるいは削減されています。このような措置は実質的な市町村への負担転嫁と言えます。

今般、健康日本21の推進に加え、健康増進法が制定され、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が求められるなど、市町村が果たす役割はますます大きくなっていくことが見込まれます。

つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、併せて予防事業の確実な実施に向け、県の財政支援を強く要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

市町村は住民に一番身近な自治体であり、地域における住民の健康づくりの推進役であることから、市町村が事業を円滑に実施できるよう財政措置の充実について、引き続き国に要望してまいります。

ホームヘルプサービスやグループホーム等の在宅福祉サービスについては、平成14年度改正精神保健福祉法により市町村業務に定められ、国庫補助制度が創設されておりますが、同年度に事務移譲された精神障害者在宅福祉事務とあわせ、円滑な事業展開が可能となるよう、財源確保に十分配慮することを国に要望してまいります。

また、がん検診については、一般財源化されたことに伴い、所要の経費は市町村への地方交付税交付金の算定基礎に計上されておりますが、安定した事業展開が可能となるよう、財源確保に十分配慮することを引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

2 小児医療費助成事業の改善及び国の補助制度の創設について

社会的な現象としての少子化は、将来の社会保障制度等の全体的な仕組みの中でも深刻な問題です。これに対応する子育て支援策の一つでもある小児医療費の助成については、町村が個々に取り組むには限度があり、県域による一體的な施策が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の更なる引上げや所得制限の撤廃を要望します。

また、既に現状において都道府県による補助施策に格差が生じていることから、国による新たな助成制度の創設を働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

本制度については、平成13年11月から実施主体であります市町村の参加のもとに設置しました「神奈川県小児医療費助成制度協議会」における検討結果に基づき、平成15年4月から通院助成対象年齢の引上げや市町村の財政力等に応じた補助率の見直し等を行ったところであります。

本年度は、まだ新制度の2年目でありますので、当面はこの制度のもとで市町村の実施状況や国の動向等を見守ってまいります。

また、引き続き国に乳幼児医療費助成制度の創設を要望してまいります。

（要望事項）

3 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種等定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (衛生部)

定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でありますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

4 水質検査費補助制度の創設について

近年、水質の悪化及び汚染が心配される中、住民が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していくうえで水質検査は欠くことのできない重要な事業です。

財政規模が脆弱な水道企業体においては、水質検査の設備を持てないために外部委託していますが、経費が嵩み大きな財政負担を強いられています。

つきましては、県による水質検査費補助制度の創設を要望します。

<措置状況> (衛生部)

財政規模が脆弱な組合営水道の水質検査に係る手数料の財政負担を軽減するため、専用水道及び簡易水道のうち組合営のものについて、その実情を考慮して50%の減免措置を講じており、補助制度の創設は考えておりません。

(要望事項)

5 水道施設の更新・改良事業に対する補助制度の創設について

水道施設については、更新の時期を迎えるにあたり、浄水施設等の規制強化が図られ、新たな水質問題に対応した高水準の施設、さらには耐震化施設等への整備拡充が重要な課題となっています。

これら施設整備には膨大な事業費を要し、内部留保資金に乏しい零細水道企業体としてはその財源のほとんどを起債に頼らざるを得ない状況にあり、また、将来的に水道料金の高騰を招くことになります。

水道施設の更新・改良工事に対する新たな国庫補助制度の創設に向けての国への働きかけと、県による維持管理費への補助制度の創設を要望します。

<措置状況> (衛生部)

ご要望の点については、高度浄水施設整備や水道管路近代化推進事業など個別の国庫補助メニューがありますのでご活用いただくとともに、老朽化した水道施設の更新・改良工事に対する新たな国庫補助制度の創設に向けて引き続き国に要望してまいります。なお、県による維持管理費への補助制度の創設については、諸般の事情から困難であります。

(要望事項)

6 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していくうえで人体に有害な鉛が溶け出す鉛製水道管・水道メーター器の取換工事は、水質基準の強化とも相まって早急に実施する必要がある重大な事業です。

しかし、財政規模の脆弱な水道企業体にとって、取換工事費の増嵩は大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を要望します。

<措置状況> (衛生部)

ご要望の点については、諸般の事情から困難でありますが、鉛製の導水管、送水管、配水管の更新事業については、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところです。なお、国庫補助採択基準を満たさない市町村もあるため、国庫補助採択基準の緩和等を引き続き国に要望してまいります。

8 観光振興対策の推進

(要望事項)

1 訪日外国人旅行者受入環境の整備について

ＶＪＣ（ビジット・ジャパン・キャンペーン）の展開により、訪日外国人旅行者の増加がますます見込まれていますが、こうした中、来訪外国人旅行者が安心して「旅」を楽しむことができるような、観光案内標識等、受入環境の整備が重要となっています。

個々の自治体による多種多様なデザインでは観光客に混乱を招くばかりだけでなく、せっかくの風光明媚な景観を視覚的に破壊する結果となりますので、全県に共通する県内統一のデザインの採用について検討を要望します。

＜措置状況＞（商工労働部）

外国人観光客受入のための観光案内標識等の整備については、県でもその重要性・必要性を十分認識し、国にも整備の要望をしているところであります。

なお、国際観光振興機構（ＪＮＴＯ）が案内標識の表示・デザイン等について、ＩＳＯ基準のピクトグラム（絵文字）を利用したマニュアルを作成し、普及促進を図っていると伺っております。

また、地域によっては、都市景観・自然景観・歴史的景観など、その地域の実情や特性にマッチした材質・色・デザイン等を採用している例も見られます。

今後は、観光案内標識の整備について広域的取組みも重要と考えられることから、国・近県の動き等を踏まえつつ、他県との連携を図りながら観光案内標識等についての検討を行っていきたいと考えております。また、既に県内の取組み事例について情報提供をしておりますが、引き続き一層の情報収集に努め、必要な情報提供を行っていきたいと考えております。

(要望事項)

2 放置ヨット・ボート対策について

海浜に多数放置されたヨット・ボートは、海岸全体の景観を損なうばかりではなく、海浜利用者に迷惑を及ぼすなど、イメージ悪化を誘発しています。

また、子どもが壊れたヨット・ボートの上に乗り、ケガをする可能性があり安全面からも問題があります。

つきましては、良好な環境を保全するため、国に対して海岸法による保管場所義務づけの徹底を働きかけるとともに、県による啓発活動の早急な強化充実を引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

海岸については、自由使用を原則としておりますが、現実問題としてヨット・ボートを長期間にわたり放置することは、他の人々の自由使用を妨げることになるとともに、海岸管理上も支障が生じる恐れがあります。

このため、長期間放置されているヨットやボートについては、所有者に呼びかけ自主的な撤去をお願いすることや、放置をしないよう注意する等の啓発活動を行っているところであります。今後も海岸における県民等の皆様の適正な利用をめざし、これらの啓発活動に努めてまいります。

また、小型船舶等の保管場所を義務付ける制度については、引き続き制度の創設に向けて、国に要望してまいります。

9 雇用対策の推進

(要望事項)

1 緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続及び改善について

景気に明るさが広がっているとの認識が示されているものの、失業率は依然高い状況が続いています。

このような中で、緊急地域雇用創出特別交付金制度は、原則として委託事業に限定されることや人件費の割合など、対象事業の認定に厳しい制約があるものの、緊急かつ臨時の雇用創出に一定の成果を挙げています。

雇用対策は、現在の雇用状況から、なお一層強化されるべき重要課題であり、平成16年度末までの時限的な措置である本制度は、今後も継続して実施される必要があります。

つきましては、雇用創出効果を高めるために、各自治体が本制度を有効活用できるよう事業要件の緩和など改善を図るとともに、平成17年度以降も制度が継続されるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (商工労働部)

景気は堅調に回復していると言われるもの、県における雇用・失業情勢は、まだまだ厳しい状況にあります。

県では、こうした状況を踏まえ、国に対する平成17年度「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、平成16年度で終了する「緊急地域雇用創出特別対策交付金」事業の継続若しくは当該事業に代わる新たな雇用創出事業を創設するよう要望いたしました。

しかしながら、国の平成17年度予算案において、当該事業の継続については措置されておりません。

10 都市基盤整備の推進

(要望事項)

1 建設残土及び廃棄物の不法投棄に係る監視体制の強化について

建設残土や廃棄物の多くは市町村を越えた都市部から山間地に持ち込まれている現状を踏まえ、広域的な視点からの協力体制の確立や、山間地を抱える地区に監視体制強化のための人員配置を要望します。

<措置状況> (県土整備部・環境農政部)

建設発生土が市町村域を超えて流通していることを踏まえ、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」では、元請負人等に対して建設工事の区域等から土砂を搬出して処理する場合には、処理先等を記載した計画の届出を義務付けるなど、広域的な観点から土砂の適正処理を推進しております。

また、土砂の不法投棄を発見した場合には、これまでにも市町村と連携して不法投棄を行っている者に対して指導を行っておりますが、土砂不法投棄の早期発見と早期対応のため、建設発生土監視担当を配置し、監視パトロールを定期的に実施しております。

今後も、市町村とより緊密な連携を図りながら、土砂不法投棄の未然防止に取り組むなど、適切に対応するよう努めてまいります。

廃棄物の不法投棄防止については、県では、市町村と連携した不法投棄パトロール、警備会社への委託による集中的な監視、さらに平成16年度から県警OB2名の不法投棄非常勤監視職を配置し

たほか、地元や利用者の了解を得ての林道へのゲート設置、不法投棄防止柵の設置などを実施するとともに、県営林道敷地内の随時撤去を行っているところであります。

また、平成14年度からは、山間部等にも対応できるソーラーシステムを搭載した監視カメラを導入するとともに、不法投棄に対しては地域全体による日常的監視が抑止効果を持つとの観点から、不法投棄の情報を市町村や地域の方々と共有を図ることにより「不法投棄しにくい環境づくり」を推進する事業として、N P Oとの協働による不法投棄現状マップ作成事業に取り組んでおります。

今後とも、地域社会が一体となった不法投棄防止対策への取組みを強化するとともに、悪質な不法投棄事案については、県警との連携を図りながら厳正な対応を講じてまいります。

(要望事項)

2 公共用地取得対策の制度拡充について

(1) 公共用地提供者に対する譲渡所得税の特別控除額について、なお一層の引上げを図ること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、今後とも継続して国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡取得税の特別控除額について、引上げを図ること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、今後とも継続して国に要望してまいります。

(要望事項)

(3) 相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地の公共用地への提供については、特例措置により納税を免除すること。

<措置状況> (県土整備部)

相続税及び譲渡までの利子税について、免除となるように引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

3 線引き制度における保留制度の運用緩和について

長引く経済の低迷により、町村の財政は依然として厳しい状態にあり、本格的な少子高齢社会を迎える、現行の保留制度を活用した地域のまちづくりを推進していくことは、非常に困難な状況です。

こうした中、県の都市計画審議会より土地利用という観点から、「今後の神奈川における線引きのあり方について」の答申がなされています。

つきましては、県土の健全な発展と、地域のまちづくりが円滑かつ弾力的に運用が図れるよう、保留制度の運用緩和について特段の配慮を強く要望します。

<措置状況> (県土整備部)

今後の神奈川における線引きのあり方について、平成16年2月に県都市計画審議会から答申をいただき、現在、この答申内容に沿って、保留方式の新たな運用方策などについて、各市町のご意見を伺いながら、検討を進めているところであります。

(要望事項)

4 都市計画基礎調査の実施に伴う経費負担について

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条により都道府県が行う調査として規定されています。しかし、従前より市町村においても都市計画の基礎資料として必要であるとして、県からの委託を受けて市町村が集計・解析を行ってきたところであり、その経費には県からの委託費を充当していますが、多くは市町村の負担（費用・人力）によりなされているというのが現状です。

平成12年5月に都市計画法が改正され、基礎調査についても市町村に必要なデータを求めることができるという規定が設けられましたが、あくまでも法定の実施主体が県であることに変わりなく、当該の調査費用の県全額負担も当然のことと考えます。

このため、今後の当該調査のあり方として、事業主体者たる県による完全実施、あるいは市町村としてのデータの有用性を踏まえた人的協力の範囲を越える調査経費の全額負担（市町村への調査業務委託、負担金）を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

本調査は、昭和44年以来既に7回実施しておりますが、県・市町協調によるまちづくりの観点から、当初から市町との合意に基づき共同で調査を実施し、共にその成果を都市計画案の作成や都市づくりに活用してきたところであります。

これまで、県は調査事業のうち市町が実施する実態調査費用の一部について、調査の活用状況等を踏まえ、応分の負担をしてきておりますが、平成13年度及び14年度に実施した第7回調査においては、調査対象区域を絞り込む等、調査費用の縮減も図り、市町の経費負担の軽減に努めてまいりました。

また、次回調査に向けては、全市町村で構成する連絡会において、調査内容の精査、経費負担のあり方等について引き続き検討してまいります。

（要望事項）

5 乗合バスによる生活交通の確保のための取組について

（1）国庫補助制度の拡充を国に働きかけるとともに、県独自の補助金の早期創設など、更なる積極的な取組を進めること。

＜措置状況＞（県土整備部）

生活交通確保策については、県・国・市町村・バス事業者からなる「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」において、基本的には市町村が主体となってさまざまな検討を行い、生活交通確保策の協議・検討を進めているところであります。

これらの協議・検討を基に、これまでの県の取組みといたしましては、市町村とともに、必要な調査や、運行実験などを行っているほか、町営・村営バスの運行といった具体的な確保策を講じるに当たって、必要となるバス購入費に対しまして財政支援を行ってきているところであります。

また、路線維持に関しても、平成15年度からは、国庫補助制度を活用し、さらに、平成16年4月に県単独支援制度を設けたところであります。

なお、あわせて、国庫補助制度の拡充や安定的な地方財政措置についても、引き続き、国に要望してまいります。

（要望事項）

（2）地域住民への説明が十分に行われるよう、次の事項を「神奈川県生活交通確保対策地域協議会に係る路線退出等意向申出要領」へ盛り込むこと。

ア 路線退出等の申し出に当たっては、その旨の説明書をバス内の所定の場所（運転席後部等）へ一定期間掲示するとともに、その期間内は利用者が意見を述べる機会を提供し、あわせてそれらの主な意見を添付して申し出をさせること。

＜措置状況＞（県土整備部）

生活交通確保策等の検討においては、市町村が地域の実情に合わせて、地域住民への説明を行い、住民意見の反映等を行うこととしております。

また、県、関係市町村、関係事業者で構成する神奈川県地域交通研究会分科会において、路線のあり方や生活交通への係わり等地域交通のあり方についての検討を行う場合に、関係事業者に要望内容を伝えてまいりたいと考えております。

（要望事項）

イ 退出等意向申出路線に係る運行経費等の調書に、全路線を合計した収支一覧等の経理関係書類を追加提出させるとともに、退出後も数年間は同書類を提出させること。

＜措置状況＞（県土整備部）

退出意向申出路線に対する神奈川県生活交通確保対策地域協議会での協議においては、「退出意向申出路線に係る運行系統別調書」で必要な情報は満たされていますので、十分協議できるものと考えております。

（要望事項）

（3）道路運送法第21条や同法第80条第1項の規制等を緩和し、民間企業の社員送迎バスを活用した官民共同で取り組む「町内巡回バス特区」が実現できるよう、国へ働きかけること。

＜措置状況＞（県土整備部）

生活交通確保策については、県・国・市町村・バス事業者からなる「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」において、基本的には市町村が主体となってさまざまな検討を行い、生活交通確保策の協議・検討を進めているところであります。

構造改革特区については、具体的な事例による相談があれば、助言等を行ってまいります。

（要望事項）

6 道路の整備促進について

県内各地域を通る都市計画道路が計画され、順次整備されていますが、いまだ未整備箇所も多く、地域の交通渋滞を招いています。渋滞の緩和や計り知れない経済効果が期待されているので、早期に都市計画道路（国道及び県道）の整備を促進するよう要望します。

また、幹線道路及び生活道路については、別表「道路整備箇所表」の新設、改良等、整備の促進を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

道路の整備については、地域の実情を踏まえつつ、緊急性や投資効果等を総合的に勘案して、地元の協力を得ながら推進してまいります。

（要望事項）

7 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、別表「河川整備箇所表」について改修、復旧事業の拡充等、築堤を含めた河川の整備促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯草火災が続出しているので、管理者として積極的に対処するよう強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも、整備の推進に努めてまいります。

河川敷へのゴミの不法投棄と枯葉火災対策に対しては、パトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ゴミの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。

(要望事項)

8 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

生活環境の安全を図るため、県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要ですので、より一層の事業促進を図るよう特段の配慮を要望します。

また、町村部にはまだ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在していますので、住民の安全確保のため、これらの公共事業採択基準の緩和について国へ働きかけるとともに、採択基準に合致しない地区についても早急な調査を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

崩壊防止工事については、住民の方々及び関係市町村の協力を得て、危険度の高い箇所から順次整備を推進してまいります。

公共事業採択基準については、国庫補助金等の改革状況を見守ってまいりたいと考えております。

(要望事項)

9 G P S 利用の測量基準点設置に対する助成について

災害復旧等に備えて測量基準点の整備を図るため、G P S (全地球測位システム) 利用の基準点を設置するための補助金について要望します。

<措置状況> (県土整備部)

県では、公共測量の実施あるいは終了に際して、通知を受け公共測量の公示を行っておりますが、測量事務及び基準点等に関する事務は国土交通省国土地理院が指導しており、測量基準点の整備について県が指導あるいは助成するような制度はありません。

11 教育振興対策の推進

(要望事項)

1 義務教育費国庫負担制度の維持継続について

(1) 義務教育費国庫負担制度については、教育財政の健全化を図るため、国庫負担率2分の1を堅持すること。

<措置状況> (教育庁)

義務教育費国庫負担金については、平成16年8月24日に地方六団体が国に提示した「国庫補助負担金等に関する改革案」において、税源移譲対象補助負担金として位置付けられておりますが、これを受けて平成16年11月26日に政府・与党から示された「三位一体の改革について」では、義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持し、その方針の下、費用負担についての地方案を生かす方策を検討し、また、教育水準の維持向上を含む義務教育のあり方について幅広く検討し、平成17年度秋までに中央教育審議会において結論を得ることとされ、平成17年度は、暫定的に4,250億円が税源移譲予定特例交付金として措置されることとなりました。

したがって当面は、当該交付金について、県の義務教育費の実態に見合った額が交付されるよう国に求めるとともに、引き続き国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

（要望事項）

（2）教科書の無償給与制度については、国民の間に広く定着しており、保護者の負担軽減からも、制度を維持継続すること。

＜措置状況＞（教育庁）

義務教育教科書の無償制度は、義務教育無償の精神から発足したものであり、国民の間に深く定着し、また保護者の費用負担を軽減する意味からも欠くことのできないものであるという観点から、県でも国に、この制度の継続を要望したところであります。

（要望事項）

（3）学校事務職員及び学校栄養職員については、直接児童・生徒の指導に携わらないことを理由に国庫負担の対象から外すことは円滑な学校運営に支障をきたし、また、義務教育制度の根幹にも触れるものであるので、引き続き現行の義務教育費負担教職員の範囲を堅持すること。

＜措置状況＞（教育庁）

義務教育費国庫負担金については、平成16年8月24日に地方六団体が国に提示した「国庫補助負担金等に関する改革案」において、税源移譲対象補助負担金として位置付けられておりますが、これを受けて平成16年11月26日に政府・与党から示された「三位一体の改革について」では、義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持し、その方針の下、費用負担についての地方案を生かす方策を検討し、また、教育水準の維持向上を含む義務教育のあり方について幅広く検討し、平成17年度秋までに中央教育審議会において結論を得ることとされ、平成17年度は、暫定的に4,250億円が税源移譲予定特例交付金として措置されることとなりました。

したがって当面は、当該交付金について、県の義務教育費の実態に見合った額が交付されるよう国に求めるとともに、引き続き国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

（要望事項）

2 要保護及び準要保護児童・生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金の補助額の引上げについて

要保護及び準要保護児童・生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者や特殊学級児童生徒の保護者に対し、教育活動にかかる経費を援助することにより就学の奨励を図ることを目的としています。この補助金は、補助事業に要する経費の2分の1か補助基礎額のいずれか少ない方の額とされていますが、この補助額をできる限り2分の1に近づけるよう、国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金並びに特殊教育就学奨励費補助金については、平成16年8月24日に地方六団体が国に提示した「国庫補助負担金等に関する改革案」において、税源移譲対象補助金として位置付けましたが、平成17年度においては、要保護及び特殊教育就学奨励費補助金を除き、補助金が廃止され税源移譲される見込みとなりました。

県では、今後の具体的な取扱いについて、国の動向を見守ってまいります。

（要望事項）

3 幼稚園就園奨励費補助金補助額の引上げについて

幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制

度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額をできる限り3分の1に近づけるよう、国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

国には、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会を通じて補助金の充実を図るよう要望しております。

（要望事項）

4 公立学校施設整備費補助金の補助率確保等について

公立学校施設整備費補助金の法定計画による対象事業については、国の「三位一体の改革」の影響により、実質補助率の確保が厳しい状況となっています。

つきましては、現行補助率にあった実質補助率が確保できるよう、国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

公立学校の施設整備に係る国庫補助負担金については、平成16年8月24日に地方六団体が国に提示した「国庫補助負担金等に関する改革案」において、税源移譲対象補助負担金として位置付けておりますが、その取扱いについては、平成16年11月26日に政府・与党から示された「三位一体の改革について」により、平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定することとされております。

県では、三位一体の改革の趣旨を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。

（要望事項）

5 教職員の広域人事交流について

教職員の広域人事交流については、平成15年度から中地区管内における交流制度の活性化を図ることができますようになりました。

県においては、すでにさまざまな検討を進められているところですが、市町村教育委員会との連携を一層深め、さらに全県的な広域人事交流制度を確立するよう要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

広域人事交流については、市町村教育委員会の協力を得ながら積極的に進めており、平成16年度の広域人事異動の件数は、442件（前年度に比べ84件の減少）でございました。

今後も市町村を越えた人事異動が日常的になるように努めてまいります。

（要望事項）

6 少人数学級編制の実現について

標準法の一部改正により少人数指導を行うための教職員定数の改善が図られ、一部の学校に教員の配置がされていますが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。

あわせて、全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県としての少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応の拡充を要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

国では、学級編制及び義務教育費国庫負担制度の運用弾力化を進めてきており、この一環として、平成16年度から少人数授業担当教員を活用した少人数学級を行うことができるようになりました。

これに伴い、国の少人数学級の研究指定校により、市町村教育委員会と連携して小学校の第1学年

において少人数学級を実施しております。

さらに平成17年度については、小学校第1学年に加え、平成16年度の研究指定校に限り第2学年も指定の対象としております。

(要望事項)

7 教育指導体制の充実について

(1) 県単独措置としての充て指導主事については、原則として市町村教育委員会が配置することとなっているが、教育有資格者の採用という問題もあり、現実には独自の配置は困難である。

このような中で、現行の指導主事派遣制度は、学校現場に精通した指導力が確保でき、学校教育事業の充実が図られるなど大きな成果が確認されていることから、引き続きこの制度を堅持すること。

<措置状況> (教育庁)

指導主事は、教育委員会の事務局に置かれる職員であり、当該市町村教育委員会が配置することとなっておりますが、法で教員をもって充てることができるとされていることから、県では従来から教育活動充実のため各市町村の実情に応じ、国庫負担のほかに、県単独措置により充て指導主事を配置しております。

しかしながら、厳しい財政状況の中で、県と市町村との役割分担の見直しの観点などから、県単独措置による充て指導主事の削減を行っているところであります。

(要望事項)

(2) 教員と異なる専門性を持つスクールカウンセラーの派遣事業は、生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談など臨床教育学の推進のうえで大きな成果を上げている。

このため、派遣日数の拡大など、制度を拡充すること。

<措置状況> (教育庁)

スクールカウンセラーは心理の専門家として生徒や保護者、教員の相談に対応するため、政令市を除く3学級以上の中学校220校全校に拡大して配置し、その中学校の校区内の小学校も対象校として対応してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(3) 障害をもつ児童、生徒の多様なニーズに対応した教育支援体制を確立するためには、介助員制度の整備、充実を積極的に推進していくことが重要な課題である。このため、今後の特別支援教育の推進、充実の見地から、人件費補助等による奨励、支援制度を創設すること。

<措置状況> (教育庁)

小・中学校における介助員制度については、学校の設置者であります市町村の判断で行うべきものと考えておりますが、県では、市町村が介助員配置の制度化を行い、その制度が定着するまでの間に限定して、奨励的に助成を行ってきたものでありますので、ご要望には添いかねます。

(要望事項)

(4) 国際理解教育の一環として外国人英語指導助手による授業を行っているが、これは市町村の単独事業となっている。国際理解教育のニーズが今後ますます高まる状況の中で、事業内容の一層の充実を図るため、県の補助制度を創設すること。

<措置状況> (教育庁)

外国人英語指導助手の雇用については、国のJ E T プログラムにおいて、地方交付税措置が講じられておりますが、県費による新たな外国人英語指導助手助成は、県の厳しい財政状況から困難であります。

(要望事項)

(5) 学校図書館法等に基づき、平成15年4月から12学級以上の学校には司書教諭を配置することになったが、司書教諭の発令は校務分掌の一つとし、教諭の中から教育委員会又は校長が行うことになっている。しかし、読書指導等も授業の一環であり、児童・生徒が本に親しみ、本を楽しむことができる環境づくりや学校図書館の充実の上からも、教職員同様に専門的職務である司書教諭の定数を確保すること。

<措置状況> (教育庁)

学校図書館法の改正により、平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭を配置することになりましたが、専任の司書教諭の配置については、標準法に規定がないため困難であります。

(要望事項)

8 情報教育の推進に向けての助成について

情報化社会の進展により学校教育における情報教育は必要不可欠なものとなっており、町村においても「学習指導要領」における情報教育の促進に向けて計画的な取組を進めています。これに対してパソコン等設備整備に係る経費は交付税で一般財源化されていますが十分ではないことから、県独自の補助制度の創設を改めて要望します。

<措置状況> (教育庁)

地方自治体には、地方交付税で措置されておりますが、県費による新たな補助制度の創設は、県の厳しい財政状況から困難であります。

(要望事項)

9 絶対評価を高校入試選抜資料とすることの見直しについて

平成15年度の公立高校入試で絶対評価が選抜資料として使われましたが、結果として中学校間、地域間で大きな格差が生じ、中学校、保護者、県民の中に入試制度に対する不公平感が広がりました。

今後とも、学校に対して絶対評価の精度を高める努力を続けるよう指導を行っていくこととしていますが、県教育委員会においては、この評価を入試選抜資料に活用することについて、見直しを含め、検討するよう要望します。

<措置状況> (教育庁)

いわゆる「絶対評価」については、知識・理解を中心とした学力だけではなく、関心・意欲・態度、技能・表現といった観点を設け、一人ひとりが目標や内容をどこまで達成できているかを評価した上で、それぞれの観点別の評価を総合したものとなっており、中学校における学習状況を多面的に反映した、生徒の実質的な学力評価となると考えます。

したがって、「絶対評価」は生徒の特性や長所に着目するという、選抜制度の趣旨にふさわしい評価と考えます。

しかしながら、評価の公平性と信頼性を確保することが求められており、評価規準と評価内容の明確化といった精度を高める対応にあわせて、調査書に観点別評価も記載するなどといった改善を図りながら、今後も「絶対評価」を選抜の資料として活用していきたいと考えております。

(要望事項)

10 生涯学習の事業及び施設の条件整備と助成制度の拡充について

国民が生涯を通じて学習し続ける社会の実現を目指して、社会の動向に対応した生涯学習の振興方策を推進し、生涯学習事業及び施設についてより良い条件整備を進めるとともに、事業の一層の充実と円滑化を図るため、助成制度の拡充を要望します。

<措置状況> (教育庁)

県では、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会の「国の施策並びに予算に関する要望」をとおして、国に生涯学習及び社会教育の振興・充実について、働き掛けております。

また、生涯学習の拠点整備に対する県の財政的支援については、「市町村振興メニュー事業補助金」の中の「生涯学習施設整備事業」により、対応を図っているところであり、生涯学習施設整備単独の助成は、県財政の厳しい状況から、現在のところ困難であります。

12 その他

(要望事項)

1 郵便局における公金の取扱いについて

郵便局における公金の取扱いについては、事務の効率化及び利用者の利便性の向上の観点から一般の金融機関と同様に、支出に係る口座振替ができるよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (出納局)

口座振替により公金の支払いができる金融機関は、地方自治法施行令等により指定金融機関又は指定代理金融機関と為替取引のある金融機関とされており、郵便局の全国銀行内国為替制度への加盟などが必要となります。ご要望の点については、機会をとらえて国に伝えてまいります。

III 地域要望

1 湘南地域

(要望事項)

(1) (仮称) 湘南台寒川線の整備推進について

(仮称) 湘南台寒川線は、藤沢市の湘南台方面と寒川町の北部地域を結ぶ東西幹線道路で、両地域を連絡するとともに、相模川沿いに計画され、現在、鋭意整備工事が進められている自動車専用道路「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として、県の「かながわ交通計画」にも位置づけられている道路です。

さらに、当該道路は、現在県ならびに関係市町で進めている東海道新幹線新駅誘致に伴うツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路であり、まさに広域的な交流連携に大きく貢献する道路です。

当該道路につきましては、現在、町においてルート決定の作業を行っているところですが、ルート決定後の整備については、当該道路の位置づけ等を考慮し、県にお願いしたいと考えるところです。

つきましては、当該道路の機能等に特段のご理解をいただき、早期整備に向けた積極的な取組を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の (仮称) 湘南台寒川線については、周辺地区の開発構想等土地利用計画の進捗状況を見ながら、県道網のあり方、整備の進め方について、町と十分調整を行いつつ、早期の都市計画決定に向けて、市町と連携して取り組んでまいります。

(要望事項)

(2) (仮称) 丸子中山茅ヶ崎線の整備推進について

現丸子中山茅ヶ崎線は、川崎市と茅ヶ崎市とを連絡する広域的な幹線道路ですが、当該道路の寒川町域部のほとんどが市街地内を通過することから、沿道部の開発により、また、JR相模線の寒川駅近接地においては相模線と平面交差することなどから、慢性的な渋滞を引き起こしています。

こうした状況を踏まえ、寒川町ではこの解消を図るため本線のバイパス化について隣接市等と協議をした経緯もあるのですが、広域的な道路であることから、ルート選定にも難航している状況です。

つきましては、主要地方道である本道路の位置づけ並びに寒川町の現状を十分ご認識いただき、本線のバイパス化に向けた積極的な取組を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の (仮称) 丸子中山茅ヶ崎線については、市街地を通る大規模な道路となることから、都市計画決定が必要と考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

(要望事項)

(3) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な問題が

あると認識していますが、国道1号の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から橋インター下り線ランプを視野に入れての国への働きかけを要望します。

さらに、西湘バイパスは、二宮インターから東側が国道1号のバイパスと位置づけられているため通行料が無料扱いとなっていますが、下り線は二宮インターに下りランプがないため下りることができず、料金所を通過して国府津インターまで走らなければならないのが現状となっています。

また、この地域の国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定時運行が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって路線バスの廃止に拍車をかける要因ともなっています。そこで国道1号の渋滞緩和など、円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料にしていただきたいと願っています。

つきましては、実情を理解いただき、早期の対策を講じるよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点について、国及び日本道路公団から、現地の状況や事業計画の観点から早急な対応は困難であると聞いておりますが、国道1号の渋滞緩和及び交通網の整備の観点から、要望の趣旨を国及び日本道路公団に伝えてまいります。

（要望事項）

（4）葛川整備計画に対する関連町の意向反映について

大磯町・二宮町・中井町の3町間を流れる葛川は、県の重点整備河川として改修工事等継続的に整備が進められているところですが、葛川河口部付近につきましては溢水がたびたび起きており、大雨や津波の被害が懸念される地域となっているので、葛川整備計画を推進されるに当たっては、関係町と連携を更に深め、その意向が十分に反映されたものになるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の葛川の河川整備については、地元の意向が反映されたものとなるよう、関係町との連絡調整に引き続き努めてまいります。

（要望事項）

（5）小田原・厚木道路二宮インターの改良について

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因是、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造となっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどと考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのこと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良を講じるよう、引き続き国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、その趣旨を日本道路公団に伝えてまいります。

2 足柄上地区

(要望事項)

(1) 国道246号バイパス（厚木秦野道路）の秦野市・中井町区間の早期事業化について

国道246号は、産業・経済の発展に寄与する重要な広域幹線ですが、近年の著しい交通量の増大は、慢性的な渋滞と地域間を結ぶ幹線道路の混雑をもたらし、地域住民の日常生活や経済活動に多大な影響を及ぼしています。

このことから、国におかれましては、広域交通の円滑化と生活環境の改善を図るため、平成8年6月に、秦野・厚木間のバイパス建設が都市計画決定され、伊勢原市と厚木市的一部区間においては事業化がされています。

しかしながら、秦野市・中井町区間においては、まだ事業化が図られておりません。

既設のこの区間は、時間帯等による慢性的な渋滞となっており、産業・経済の発展と地域住民の日常生活や経済活動の円滑増進を図るため、早期の事業化に向けた国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

国道246号バイパスについては、国の直轄事業として平成10年度に伊勢原北インターチェンジから伊勢原西インターチェンジ間が、平成13年度には厚木インターチェンジ・ジャンクションから厚木北インターチェンジ間が、また平成14年度には伊勢原市上粕屋から伊勢原市西富岡間が事業化されておりますが、秦野市・中井町区間については事業化されておりません。

国道246号バイパスは、広く県内交通の利便性向上に寄与する道路であり、未事業化区間の早期事業化について、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 酒匂左岸縦貫道路の延伸について

酒匂左岸縦貫道路は、大井町まで計画決定されていますが、松田町から山北町までの区間は位置づけられていません。

つきましては、国道246号の慢性的な交通渋滞の解消を図り、当地域の通勤や通学の円滑な経済活動を促すため、松田町から山北町の大口橋に至る酒匂左岸縦貫道路の延伸について推進されるよう引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、平成17年度以降の「かながわ都市マスターplan」などの見直しにあわせ、「かながわ交通計画」を見直していく際の参考とさせていただきます。

(要望事項)

(3)（仮称）小田原・甲府線（山北・道志線）の整備について

現在、山北町と山梨県南都留郡道志村を結ぶ路線は、地形的な制約によって相互の交流が途絶えている状況です。

このような中、山北町と道志村を南北交通軸とする新たな広域幹線道路の形成を図ることは、首都東京から80km圏内に存する国道1号・246号・東名高速道路や第2東名高速道路をはじめ、413号・20号・中央高速道路などの東西幹線交通軸の各拠点を縦横に結ぶことに留まらず、関連市町村の土地利用の活用や首都圏の慢性的な交通渋滞の解消を図ることが可能となります。

また、「神奈川力構想・プロジェクト51」の戦略プロジェクト「交流・連携による県西地域の活性化」においては、山梨・静岡・神奈川の三県が一体となった地域づくりの推進を提唱しており、

県西地域の経済・産業の活性化につながるもので、さらに、3年前より山梨県山中湖村・道志村、静岡県小山町、神奈川県小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・開成町・山北町の10市町村による研究会を組織し、第2東名高速道路のインターチェンジ構想と併せて、(仮称)小田原・甲府線整備計画の調査・検討を行っています。

昨年度の要望に対する措置状況では、「かながわ交通計画」の見直しを行う中で参考にすることですが、神奈川県の県際地域を中心とする新しい交流圏の形成のため、(仮称)小田原・甲府線の整備について、実現するよう引き続き計画への位置づけを強く要望します。

＜措置状況＞(県土整備部)

ご要望の点については、まずは地域において、交流連携に資する連携軸の必要性について議論を深めていただき、そのうえで、その検討状況を見ながら、平成17年度以降の「かながわ都市マスター・プラン」などの見直しにあわせ、「かながわ交通計画」を見直していく際の参考とさせていただきます。

(要望事項)

(4) 第2東名高速道路秦野・御殿場間への活性化インターチェンジの設置について

第2東名高速道路の総延長は286kmで、平均間隔13kmの割合でインターチェンジが22箇所設置される予定となっています。当地域に隣接する秦野と御殿場にはインターチェンジが設置されますが、秦野・御殿場間は33kmと距離が長く、この間の神奈川県西部及び静岡県東部地域には、インターチェンジの設置が計画されていないため通過交通となっています。

このような中、県西部地域にインターチェンジを設置することは、首都圏の西の玄関口になるとともに、建設工事に伴う発生残土を広大な砂利採取地に受け入れ、土地の有効利用を図り、県外へ流出する企業を食い止め、産業の空洞化を阻止することにもつながるもので、また、大規模な地震の発生に備えた防災拠点としての役割を果たすものと考えています。

さらに、平成11年12月に県の支援をいただき、神奈川県・静岡県・山梨県の関係する10市町村で、建設省(現国土交通省)に対してインターチェンジ設置の要望書を提出したところです。

つきましては、第2東名高速道路秦野・御殿場間への地域活性化インターチェンジ設置につきまして、引き続き国土交通省への働きかけを要望します。また、昨年度の要望に対する措置状況では、国の調査などを通じて経緯や検討状況を説明しているとのことですので、併せてその内容について提示するよう要望します。

＜措置状況＞(県土整備部)

インターチェンジ設置については、国の追加インターチェンジ要望調査などを通じて、経緯や2市6町2村による広域交通拠点整備計画調査会の検討状況等を説明しているところですが、ご要望については、今後も引き続き、国に伝えてまいります。

なお、国には、関係市町村合同あるいは山北町単独で実施されたインターチェンジの設置に関する検討調査や要望活動の概要などを説明しております。

(要望事項)

(5) 伊豆箱根鉄道大雄山線の御殿場線山北方面への路線延長について

当地域には、平成14年度から怒田地区にビール会社が操業を開始し、また同地区近郊の福沢地区には住居系の土地区画整理事業が実施されており、今後、南足柄市の福沢地区や山北町方面への急速な発展が見込まれています。

一方JR御殿場線沿線においては、従来の観光地としての要素の他、御殿場市のショッピングモ

ールをはじめとするさまざまな産業が集積されてきており、神奈川県側と静岡県側の人の行き来がますます増大することが予想されます。

また、県西地域の活性化と県際地域の交流を目的として、小田原市、南足柄市、山北町、開成町、静岡県小山町等が大雄山線延伸促進協議会を設立し、延伸促進に必要な調査を進めていく予定です。

そのような状況の中、当地域の鉄道網においては、現在、伊豆箱根鉄道大雄山線が小田原市から南足柄市までの区間となっており、御殿場線沿線（山北町や静岡県東部市町）から小田原市へのアクセス性が大変低いことが課題となっています。

つきましては、酒匂川右岸を通じ南北の交通軸として伊豆箱根大雄山線を御殿場線山北方面に路線延長するよう積極的な国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

大雄山線の路線延長計画の早期樹立については、県及び県内全市町村等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて伊豆箱根鉄道株式会社に要望しており、また、新設路線の整備等の早期実現のために、新たな整備方式の導入や補助制度の充実など、国の支援措置を拡充・強化することを、国に要望しております。

3 足柄下地域

（要望事項）

（1）西湘バイパス改築工事の再延伸について

小田原市早川の交通渋滞解消対策については、小田原真鶴間道路整備検討会において具体的な対応策や整備手法等の検討をいただいているところですが、早期実現に向けてなお一層の検討をされるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

西湘バイパス石橋インターから真鶴道路までの区間を結ぶ路線は国道135号だけであり、この地区的抜本的な渋滞解消、周辺生活道路への影響あるいは災害時の代替性を考慮しますと、西湘バイパスの延伸は、県でも必要であると考えております。

ご要望の点については、平成15年度に専門家も加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を設立し、バイパス案の具体化に向けた検討を進めておりますので、この場で議論を深めてまいります。

（要望事項）

（2）広域営農団地農道整備事業（小田原・湯河原線）について

広域営農団地農道整備事業（小田原・湯河原線）につきましては、広域農道の抜本的見直しの結果により、一部代替路線（国道135号）を使用することとなりましたが、当初の計画路線は、農業振興ばかりでなく、災害時の緊急路線としても使用することができるところから、当初の計画に近い形での開通となりますよう、引き続き国・県の積極的な支援を要望します。

また、未採択の2期工事につきましても、早期に採択・実施されるよう併せて要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の、一部代替路線区間については、国との調整により見直しが行われており、実施は困難であります。

また、2期工事については、現在実施中の工事の進捗状況を踏まえながら、国と調整を進めてまいります。

(要望事項)

(3) 神奈川県土地利用調整条例の適用対象面積の変更について

良好な自然資源を有している足柄下郡3町では、非線引き白地地域においては、開発行為を抑制する方針を前提として秩序ある土地利用の確保に努めています。

神奈川県土地利用調整条例による土地利用の調整システムは、適正な土地利用の誘導に対し高い効果を発揮し、町単独で同様の効果を持続することは非常に困難です。

このような足柄下郡3町の特性を考慮していただき、平成15年度県企画部土地水資源対策課におきまして「神奈川県土地利用調整条例の附則第2項」の変更に係る「足柄下郡3町については、当面3年間、3,000m²から土地利用調整条例の対象とする」との見直しをしていただきましたが、当面3年間ではなく引き続き堅持することを要望します。

<措置状況> (企画部)

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関する知事への協議を義務付けておりますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げています。

現在、条例施行後8年以上が経過していることや、町村においても、まちづくり条例の制定が進むなど、体制整備の進展が見られるので、建築物系の開発行為についても、条例本則である1ha以上に引き上げることについて検討が必要となっています。

しかしながら、地域の実情に配慮することも必要でありますので、ご要望の趣旨を踏まえ、当該町村と十分調整してまいります。

4 厚木・愛甲地域

(要望事項)

(1) 重症心身障害児施設のショートステイ事業の拡大について

重症心身障害児の在宅介護にあっては、介護者の入院等や休養（レスパイト）のため、ショートステイを利用して介護者の負担を和らげることが、在宅生活の継続を図るうえで必要不可欠となっています。

県央地区では、神奈川県立七沢療育園においてショートステイサービスを受けることができますが、定数に限りがあることから、ショートステイ枠の拡大（ベッド数の増床）により、利用者ニーズに十分対応できるよう受け入れ体制の充実を要望します。

<措置状況> (福祉部)

重症心身障害児の短期入所については、その受け皿が少ないとから、県でも、一般の障害児施設においても重症心身障害児を受け入れられるよう、国に新たな短期入所支援費支給基準額を設けるよう働きかけているところであります。

また、緊急性の高い利用ケースについては、円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設にレスパイト利用との調整を依頼しているところであります。

ご要望の七沢療育園については、現在、40床のうち、長期・中期入所が39床、ショートステイが1床で、いずれも満床の状況にありますが、そうした中、ショートステイは、入所の空きベッドを活用しながら対応をしているところであります。

今後とも、空きベッドをショートステイとして活用するなど在宅支援の充実に努めてまいります。

(要望事項)

(2) 厚木愛甲環境施設組合設立に伴う財政等支援について

愛川町、厚木市及び清川村（厚木愛甲ブロック）は、平成16年4月1日に「厚木愛甲環境施設組合」を設置しました。平成24年度の広域処理開始を目指し、中間処理施設及び最終処分場の整備に向けた諸計画の策定等に取り組まなければなりません。

広域処理施設の整備を進めるに当たっては、関係する諸調査、法定計画等に要する経費、建設費など多額の費用が想定され、一部事務組合を構成する市町村の負担も年々増加することが見込まれます。また、施設建設に当たっては、技術系職員の配置が必要不可欠であり、必要な財源及び人員をどう確保するかが課題となります。

このため、厚木愛甲環境施設組合において実施する各種法定計画や調査事業費に対する財政的支援や、技術職員の派遣等の人的・技術的支援を要望します。

また、国に対し広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備に対する国庫補助金確保の働きかけをするよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

財政的支援については、本来、ごみ処理は市町村の自治事務であることから、必要な経費は、市町村の自主財源でまかなうことのできる財源措置がとられるべきと考えておりますが、現状では地方への税源移譲が進んでおりません。そこで、当面の対策として、市町村の負担を軽減し、廃棄物処理施設の整備を促進するため、国庫補助金の拡充など財政的支援の充実について、これまで国に要望してまいりました。

しかしながら、廃棄物処理施設整備に係る補助金については、見直しが進められていることから、今後は、こうした状況も踏まえながら、市町村の財源が確保されるよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

また、職員の派遣による人的・技術的支援については、相互交流が原則となっておりますが、具体的な要望内容を伺ったうえで、関係室課と協議してまいりたいと考えております。

5 津久井地域

(要望事項)

(1) 津久井広域道路の建設促進について

相模原市橋本の国道16号橋本5差路を基点として、津久井郡藤野町吉野の国道20号を終点とする延長約20kmの計画路線である津久井広域道路は、相模原市及び津久井郡4町にとって地域振興計画等広域的なまちづくりに欠くことのできない重要な骨格となる主要幹線道路です。すでに一部区間については事業着手され、平成15年度末には、新小倉橋等一部暫定供用されました。今後、全線にわたる事業実施計画を明示の上、未着手区間についても早期に事業着手するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の津久井広域道路については、既に新小倉橋、勝瀬橋などについて事業を実施しており、平成16年3月に新小倉橋が完成しております。

新小倉橋から県道65号（厚木愛川津久井）については、平成14年度より事業着手しており、さがみ縦貫道路の進捗にあわせて進めてまいります。残る未着手区間については、ルート・構造等について調査を進めてまいります。

(要望事項)

(2) 相模湖・津久井湖の水質保全について

相模湖、津久井湖の水質保全を図ることは県民生活を守る上でも大変重要なことです。県においても湖にエアレーション施設の設置等が進められアオコの発生が抑制されてきましたが、まだ完全とはいえません。引き続き県民の水瓶として、水質保全について総合的対策を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

相模湖、津久井湖の水質浄化対策としてエアレーションを実施しております。津久井湖においては、植物浄化施設が平成15年度に完成し、平成16年度から運用を開始しております。

（要望事項）

（3）県立陣馬相模湖自然公園指定に伴う利用計画事業の促進について

自然公園の指定に伴い、その周辺計画も逐次整備されつつありますが、なお一層自然公園としての機能が十分に発揮されるよう整備の促進を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

県立陣馬相模湖自然公園については、公園内を通過する東海自然歩道や主要登山道を中心として、歩道やトイレなどの整備・補修を進めてまいります。

なお、平成16年度より自然公園の機能が十分に発揮されるように、公園計画の見直しに着手しており、相模湖町及び藤野町へ意見照会を行っております。

（要望事項）

（4）高速道路・国道の封鎖に伴う事前情報の提供について

相模湖町は、台風・大雨等の場合中央高速道路が最初に規制又は封鎖され、国道20号が150mmで町内2カ所のゲートで遮断されます。

高速道路に進入しようとした車両や国道20号を走行する車両が、国道412号に長時間待機することになります。国道412号は山と湖の間にあるため大変危険な場所に待機しています。また、国道20号も同様であります。このことから、う回路のある橋本において高速・国道の封鎖を電光掲示板で知らせる対策を公団・相武国道工事事務所・県土木事務所等で講じるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の件については、県管理道路の国道413号（城山町久保沢）及び国道412号（相模湖町寸沢嵐）に道路情報板があり、道路規制等について情報を提供しておりますが、今後、国及び日本道路公団等とも連絡を密にし道路規制情報等の充実を図ってまいります。

（要望事項）

（5）相模湖岸崩落保全対策について

相模湖周辺の崩落については復旧治山事業で毎年実施していただいているが、今後とも崩落箇所が生まれる要因を含んでおり、特に相模湖町の場合は、県民生活を支える水資源を守る意味でも水源地域周辺の整備が図られるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部・県土整備部・企業庁）

治山事業は森林の造成を通じて土砂災害の防止を図る事業であり、事業の実施には保安林の指定が必要ですが、指定に当たっては事業実施後も森林の状態として維持できる箇所であるか、林地の崩壊によって被災する公共施設等があるかどうかが指定の要件となります。

また、治山事業の実施に当たっては、人家等の直接保全対象があるか、緊急性があるか等が事業採択の要件となっております。

護岸等の湖岸の直接的な保全、森林の維持造成が不可能な崖地の保全は治山事業での対応はできな

い旨、関係機関と調整を図っております。

さらに、治山事業以外については、これまで、企業庁管理区域内の崩落箇所及び企業庁管理区域内の崩落が原因となって起きた崩落箇所において、貯水池の管理及び保全上必要な護岸工事を、企業庁が継続的に実施しております。

相模湖の湖岸崩落対策については、相模湖町をはじめとする関係町及び関係機関等と調整を図り対策を講じてきたところですが、企業庁管理区域内の崩落及び企業庁が原因者となる新たな崩落の発生があった場合は、相模湖町をはじめとする関係町及び関係機関等と協議して、緊急度の高い箇所から順次整備してまいります。

また、相模湖周辺の県管理道路においては、道路のり面崩壊対策として、国道412号の相模湖大橋付近の崩落箇所を洞門として整備してまいりました。

今後とも、道路のり面の崩落箇所の点検などを行い、道路交通に支障を及ぼす恐れのある緊急度の高いものから順次に整備してまいります。

(要望事項)

(6) 国道20号の改良整備について

国道20号については、藤野町吉野地区の勝瀬橋入口付近で視距改良や歩道設置が進められていますが、全線で幅員が狭く、線形も悪いことから、交通渋滞が多く、交通事故も発生しています。また、家屋が連担し、歩道が無いため、歩行者が危険にさらされております。

また、中央道の渋滞を避ける車両が近年増大し、相模湖駅前の国道20号に国道412号が交差する信号から日常的に慢性的な渋滞が発生しており、沿道住民の日常生活にも大変支障をきたしています。

このような状況から、国道20号の整備を早急に要望します。

<措置状況> (県土整備部)

藤野町吉野地区の勝瀬橋入り口付近については、現在、国で歩道の整備が鋭意進められていると聞いております。

ご要望の点については、相模湖駅前信号付近の整備も含め、国道20号を管理している国に伝えてまいります。

(要望事項)

(7) 中央自動車道の6車線化拡幅工事の推進について

中央自動車道は、首都圏と中部・関西をつなぐ産業・観光用基幹道路であり、沿線には多くの観光地を有し、休日や行楽シーズンには大渋滞し一般道路に車があふれ、日常生活に支障をきたしています。

上野原IC～大月IC間の6車線化拡幅工事が完成しましたが、それでも休日になると小仏トンネルを先頭に大渋滞が発生し、藤野町・相模湖町・津久井町はもとより、県北、県央の裏道まで車の交通量が増加し、住民生活に支障がでています。

については、八王子IC～上野原IC間の6車線化拡幅工事を早期に実施するよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

中央自動車道では、大月ジャンクションから上野原インターチェンジ間の6車線化事業が平成15年3月に完成したところですが、続く上野原インターチェンジから八王子ジャンクション間の6車線化について、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(8) 私立高等学校・専修学校高等課程の入学金・授業料の軽減制度について

県内に生徒と保護者が共に在住し、県内の私立高等学校等に学ぶ生徒については、ある一定要件を満たしていれば入学金・授業料の軽減が行われています。しかし、当地域の場合は交通アクセス等の関係から、東京都・山梨県の私立高等学校等に通学する者が多く保護者の負担が大変です。

つきましては、県内に生徒と保護者が存在する県外私立高等学校等で学ぶ生徒についても軽減制度の拡大を要望します。

<措置状況> (県民部)

県外私学へ通学する生徒への学費補助については、私学助成制度検討協議会から「近隣都県と調整のうえ、県外通学者に対する学費助成制度について検討する必要がある」との提言もいただいておりますので、市町村のご意見を聞き、関係団体等と協議しながら検討してまいります。

6 水源地域

(要望事項)

(1) 主要地方道山北藤野線の整備について

本路線は山北町、清川村及び津久井郡の水源地域を結ぶ路線であるとともに「水源地域（やまなみ五湖地域）」を広域的に連携させ、交流等による活性化を図るための重要な路線としての機能・役割を有しています。

つきましては、これらの内容をご配慮いただき、危険箇所の整備を早急かつ優先的に実施するよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の主要地方道山北藤野線については、緊急度の高い箇所について重点的に対応しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

(要望事項)

(2) 水源地域における生活排水処理対策の充実について

ア 合併処理浄化槽整備事業における現行制度の継続

<措置状況> (環境農政部)

生活排水処理施設の整備については、水質汚濁防止法により市町村の役割となっていることを踏まえ、市町村が行う合併処理浄化槽設置補助事業に対する県の補助については市町村の財政力に応じて、一般地域については3分の1以内、相模湖、津久井湖、丹沢湖などのダム集水域については2分の1以内の補助率により実施しております。

県の財政状況は大変厳しいものがありますが、今後とも合併処理浄化槽の整備を推進する市町村への支援に努めてまいります。

(要望事項)

イ 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換促進を図る支援制度の創設

<措置状況> (環境農政部)

既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う撤去費用については国の補助制度がなかったこともあります、補助の対象となっておりませんが、重要な課題として認識しており、どのような対策が可能か、今後の研究課題と考えております。

(要望事項)

ウ 合併処理浄化槽処理水の排水路整備に係る支援制度の創設

<措置状況> (環境農政部)

排水路の整備等については、どのような対策が可能か、今後の研究課題と考えております。

IV 個別要望事項

企画部関係

(要望事項)

1 山北つぶらの歳時記の杜の整備について（山北町）

山北つぶらの歳時記の杜の整備については、「神奈川力構想・プロジェクト51」に位置づけられ、森林・牧場・温泉が一体となった自然とのふれあい拠点を整備し、都市地域との交流による水源地域の活性化を図ることとなっています。

昨年度の要望に対する措置状況では、山北つぶらの公園については、平成14年度に一部区域の用地買収、（仮称）大野山ふれあい牧場については、施設の設計、給水施設の整備等に着手しているとのことですので、平成17年度オープンを目指し引き続き整備を進めるよう要望します。

また、（仮称）大野山南北道路については、現在のところ、県道としては整備する予定がないとのことですが、つぶらの歳時記の杜と水源の森林（丹沢湖・中川温泉方面）を結ぶアクセス道路として重要な役割を果たすものと考えますので計画に位置づけるよう併せて要望します。

＜措置状況＞（企画部・環境農政部・県土整備部）

山北つぶらの歳時記の杜を構成する事業のうち、「（仮称）大野山ふれあい牧場の整備」については、平成16年度に、牛舎敷地造成、草地の整備等を実施し、平成17年度には「牛舎」の整備、引き続き18年度には環境に調和した木造建築の「まきば館」を整備し、平成18年度のオープンを目指しております。

また、「（仮称）山北つぶらの公園」については、平成14年度から用地買収に着手しており、引き続き、関係機関との調整を図りつつ、早期開園に向けて鋭意努力してまいります。

公園へのアクセス道路については、全体計画進捗にあわせて、今後、関係機関と調整してまいります。

なお、（仮称）大野山南北道路については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしましたと、現段階ではご要望に沿いかねます。

防災局関係

(要望事項)

1 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

（1）掘削を伴う土地改変に係わる安全確保のための費用は、国が負担する制度を確立すること。

＜措置状況＞（防災局）

県では、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や、安全対策の推進等について国に要望しているところであり、関係自治体とも連携し、引き続き、国に要望してまいります。

(要望事項)

（2）毒ガス弾等による事故が生じた場合、被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。

＜措置状況＞（防災局）

ご要望の点については、従来から国に要望しているところであり、引き続き、制度の確立を要望してまいります。

環境農政部関係

(要望事項)

1 一般環境大気測定局の設置について（寒川町）

平成14年度に、さむかわ中央公園内に移動大気測定局を設置していただきましたが、設置期間が1年間となっていました。

接道する県道相模原・茅ヶ崎線沿いは、近年、沿道サービス施設の集積がめざましく、交通量も増加し、大気環境に与える影響が心配されているところです。

当該施設は、測定数値がリアルタイムでインターネット上に公開され、状況の把握が非常に容易であり、県道相模原・茅ヶ崎線沿いに常時設置することによって有効に機能すると思われますので、設置を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

平成14年度に移動局を設置し、1年間、大気汚染状況調査を行った結果では、特に問題ない結果であり、また、周辺地域の測定局とほぼ同じ状況でした。

なお、測定局の設置については、大規模な道路の新設など大気環境に大きく影響するような周辺状況の変化等を踏まえ、移動測定局の設置などにより対応してまいります。

(要望事項)

2 酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり（地域用水環境整備）に対する県費補助の拡充強化について（大井町）

大井町では、酒匂川堤防に隣接する地域の農道、水路を活用して、ウォーキングなどが楽しめる散策路や水とふれあえるせせらぎの整備を計画しています。

当初は「花と水の交流圏づくり事業」の一環として、県の支援により整備を行う予定でしたが、県からの助言等もあり、国庫補助を活用してハード整備を行うこととしました。

しかし、国庫補助をもって施工する準備を進めていたところ、補助対象が以前と比較し格段に狭められ、当初計画の多くの部分が対象外となつたため、計画の遂行に著しい不具合を生じる状況となっています。

つきましては、県単の補助メニューの適用等の検討をしていただくなど、所期の目的が達成されるよう支援を要望します。

<措置状況>（企画部・環境農政部）

大井町が進めている「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」事業については、酒匂川中流域の景観を生かした自然とふれあえる憩いの場を整備するものであることから、「花と水の交流圏づくり推進事業」に位置付け、平成13、14年度に基本構想と基本計画の策定を支援し、さらに、事業計画実現の一環として、国庫補助事業（地域用水環境整備事業）の導入を検討し、平成17年度の新規採択及び予算確保に努めているところであります。

ご要望の県費補助の拡充強化であります、「花と水の交流圏づくり推進事業」の位置付けによるさらなる支援について、町の整備内容が確定した段階で、その可否を検討してまいります。

(要望事項)

3 海岸線の松林の保全について（二宮町）

大磯町から小田原市にかけての海岸線には大きな松林が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割とともに、相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっています。

このため、二宮町では保存樹林等補助制度を設け、海岸線を含む民有地における一定の面積、樹高を超える樹林、樹木の所有者等に補助金を交付し、その保存を奨励していますが、慢性的な財源不足により補助額が著しく低額であるため、保存に要する費用との格差が生じ、指定本数は減少傾向にあります。

これらの維持管理面に対する具体的な方策の一つとして、市町村に対する補助制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

住民に身近な緑地の保全については、市町村が積極的に推進することが望ましいと考えておりますので、ご要望の町保存樹林等に対する助成制度の創設については困難であります。

（要望事項）

4 真鶴半島の松くい虫被害対策事業に対する財政措置について（真鶴町）

甚大な被害をもたらしている松くい虫による松枯れから、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を守り継承すべく、県と町とが連携し、薬剤散布により被害防止に努めてきましたが、人体、生物、また、海域流出等への影響が懸念されています。そこで、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行していくことを計画しています。現在は、その過渡期で従来からの薬剤散布との併用となっています。

つきましては、現行の薬剤散布の補助と併せて、樹幹注入に対する新たな財源措置を講じるよう強く要望します。また、国に対しましても、補助金確保に向けて働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

松くい虫防除事業については、県でも財源の確保、効率的な防除の推進に努めているところですが、予算面では、関係市町村からの要望に全て応じることができない状況であります。

各市町村における自主的防除事業で、防除対象を絞り込んで樹幹注入を実施するなど、効率的な実施をお願いするとともに、県でも引き続き財源の確保に努めてまいります。

（要望事項）

5 県立真鶴半島自然公園の保全と利用に伴う施設等整備の推進について（真鶴町）

県立真鶴半島自然公園内にて長年にわたり営業を行ってきた観光事業者の撤退に伴い、町では真鶴半島全体の保全と利用に関する基本構想及び基本計画を本年度策定します。

県においては、現在の県立真鶴半島自然公園計画を平成4年度に見直し、変更していますが、既に10年以上経過しており、当時の計画が現状にそぐわない等の問題もあります。

つきましては、町の半島利用基本計画を取り込んだ県立真鶴半島自然公園計画の見直し及び公園計画に基づく計画的な施設等整備の推進を要望します。

また、町が単独で行う半島利用基本計画における各種事業につきましても、補助金等の財政的支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

真鶴町で策定する真鶴半島全体の保全と利用に関する基本構想及び基本計画の内容を踏まえ、必要と認められるものについて、県立真鶴半島自然公園計画の変更を行い、町と役割分担等を協議しながら公園計画に基づく計画的な施設整備の推進を図ってまいります。

(要望事項)

6 県立奥湯河原自然公園の整備について（湯河原町）

県立奥湯河原自然公園については、町の整備計画との整合を図り、県・町の役割分担に沿って整備を進めていますが、なお一層整備を推進するよう要望します。

また、池峯地区は、紅葉等の落葉広葉樹を活用した新たな観光拠点として整備中であり、平成13年度から「花と水の交流圈づくり事業」として平成16年度まで県補助金が採択されていますが、17年度以降も引き続き延長して財政支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部・企画部）

平成12年4月1日付で、県立奥湯河原自然公園の公園区域の見直しと公園計画の策定を行いました。公園の整備に当たっては、県と町の役割分担を明確にし、湯河原町が策定した湯河原自然郷整備基本計画書（平成11年3月）を踏まえて、引き続き検討、調整を行ってまいります。

また、池峯地区の観光拠点の整備については、平成13年度から「花と水の交流圈づくり推進事業」に位置付け、継続して支援を行っておりますが、今後とも事業目的等を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

(要望事項)

7 塔之沢地内水路改修について（箱根町）

塔之沢深沢銭洗弁財天宮付近の水路は、平成12年夏の台風による倒木のため、石積の基礎が洗掘され危険な状態となっています。町で応急的な倒木の撤去・石積の補強は実施しましたが、付近は保安林に指定されていますので、治山治水の面から水路の改修を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の区域は保安林ではなく、治山事業の実施は困難であります。

(要望事項)

8 白銀林道整備事業について（湯河原町）

白銀林道は、県の尽力により順次整備されてきておりますが、森林保全及び維持管理上必要な林道であり、作業効率向上のためにも県道75号側（しとどの岩屋入口）からの整備を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

現在、白銀林道整備事業として順次整備を進めておりますが、ご要望の区域については、今後とも積極的に取り組み、林業活動に支障のない適正な林道の整備・管理に努めてまいります。

(要望事項)

9 菜畠林道の整備について（湯河原町）

林道は、外材や代替材に対抗しうる効率的な林業経営の展開に加え、間伐保育等の適正な維持管理を通じた森林の公益的機能向上を図るうえで不可欠な施設です。

平成15・16年度は、国費、県費の支援をいただきましたが、平成19年度までの事業期間における積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の件については、今後も引き続き支援していく予定であります。

(要望事項)

10 保安林改良事業について（湯河原町）

森林の機能は、治山・治水等に二分されますが、その機能を有効に活用するためには、下刈・間伐・除伐等の手入れを施さなければなりません。

県においても事業を実施していますが、特に菜畑林道と白銀林道に囲まれた区域で重点的に保安林改良事業を行うよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の区域については、平成17年度に保安林改良事業として実施いたします。

（要望事項）

11 新山村振興等農林漁業特別対策事業に係る補助金の充実について（清川村）

新山村振興等農林漁業特別対策事業については、第5期山村振興計画の同意を受け、平成14年度から平成17年度までの4ヶ年計画に基づき、地域の特性に即した総合的視点に立った地域振興のために必要な各種事業を実施している状況ですが、事業を更に円滑かつ計画的に実施するため、計画に即した補助金の財源確保が図られますよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、財政状況が厳しい中ではありますが、平成17年度完了に向け、地元の要望を踏まえた予算の確保に努めてまいります。

（要望事項）

12 高松地区畜産団地の整備について（山北町）

山北町の高松地区では、戦後の開拓行政により酪農を中心とした農業経営が行われてきましたが、高度経済成長とともに、後継者問題や農業を取り巻く環境の変化等から衰退の一途をたどる中、民間業者による開発計画が発生し、町ではこの問題の解決を図るため、平成14年5月に高松山開拓農業協同組合の土地を取得したところです。

一方、都市部における畜産業は、臭気や河川の水質汚濁などの環境問題が重くのしかかり、経営環境の抜本的な改善・改革に努めることが急務な課題となっています。

そこで、町では、高松地区を神奈川の畜産のモデル地区とするとともに、資源循環型社会の構築と地域振興の拠点として活用することとしました。

現在、国、県の参加をいただき山北町高松地区整備計画策定検討委員会を設置し、高松地区土地利用整備計画について検討しているところですが、基盤整備に当たっては、広域的な取組と国及び県の財政支援（補助制度の活用）が必要であるので、整備に向けて国へ積極的に働きかけるとともに、県における取組と支援の一層の強化を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の基盤整備については、事業の具体化に向け県でも、山北町高松地区土地利用整備計画検討委員会に参画し、技術支援しているところであります。

（要望事項）

13 真名瀬漁港の整備促進について（葉山町）

真名瀬漁港については、平成17年度から再整備事業の推進を図っていきたいと考えています。

漁港が整備されることにより、水産業の活性化だけでなく、越波対策などの防災機能を強化することも可能となりますので、国への働きかけと、国及び県の積極的な財政支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

真名瀬漁港の整備については、県でも技術的支援を行うとともに、必要な財源措置について所要

の措置を講ずることとしました。

(要望事項)

14 二宮漁港の整備促進について（二宮町）

二宮漁港については、次期漁港整備計画により事業の推進を図っていきたいと考えています。漁業協同組合の定置網設置の目途も立ち、漁が開始されれば漁獲量が増え地域の活性化につながります。

つきましては、実施可能な整備について国への働きかけを要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の点については、二宮地区の漁業実態を踏まえ、国庫補助の導入の可能性について検討してまいります。

県土整備部関係

(要望事項)

1 神奈川県警海浜保養所葉山荘内「高橋是清邸」の文化財等としての保存について（葉山町）

「旧神奈川県警海浜保養所葉山荘」は、元大蔵大臣、総理大臣として君臨した高橋是清氏の別荘でありました。その、葉山荘敷地内には高橋是清氏の書斎と言い伝えられている建物が現存しており、町民から保存に向けた強い要望が出ています。

この度、葉山荘跡地を医療法人が介護老人福祉施設等の事業実施に伴い購入すると聞き及んでいますが、購入者に対し、地元の声を広くお聞きいただき保存に向けた対応を図っていただくよう県からの強い働きかけを要望します。

<措置状況>（教育庁）

旧葉山荘の「高橋是清邸」遺構（記念館）については、葉山町からの要望を踏まえ、購入予定者が保存し公開する方向で調整しております。

(要望事項)

2 県立あいかわ公園施設整備について（愛川町）

県立あいかわ公園については、平成14年4月に一部が開園し、現在は平成18年度の全面開園を目指して整備が進められていますが、後期整備計画に予定されている「工芸工房村」施設について、地域の資源、産業を取り入れ、「多様な交流、創造をテーマ」とする公園の中核施設として、当初計画どおり整備を行うよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の地域の資源、産業を取り入れた施設として計画している「工芸工房村」施設については、現在、愛川町計画の郷土資料館との連携を踏まえた調整を進めており、冒険の森や自然観察路、花の森などの未整備区域整備後の課題として、公園の利用状況等を踏まえながら検討してまいります。

(要望事項)

3 主要地方道平塚松田線（比奈塙バイパス）の早期供用開始について（中井町）

主要地方道平塚松田線は、中井町を東西に通過し平塚市と足柄上地区を結ぶ主要な県道で、災害時の物資輸送等はもとより地域経済や県民にとって重要な道路です。

平成9年度から工事着手している（通称）比奈塙バイパスは、一部改良工事が済んでいるものの、

区間全体の整備と供用開始までには、まだ時間を要すると聞いています。この道路は役場を核とした将来のまちづくりを進めるうえで重要な路線です。

多くの町民からは早期開通を求める意見があり、地元の町としてもできうる支援を図る所存ですので、早期開通に向けた特段の配慮を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道77号（平塚松田）（仮称）比奈窪バイパスについては、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

（要望事項）

4 県道711号（小田原松田線）歩道設置工事について（松田町）

県道711号（小田原松田線）歩道設置工事は、平成16年度までに小田急線踏切から松田土木事務所までが完了する運びとなっており、これにより地域住民をはじめ通学者や通勤者の安全が確保されます。また、松田町総合計画21の政策目標として位置づけている「活力と魅力あるまちづくり」の面からも、県事業の成果によって魅力ある市街地の形成が着々と進められています。

しかしながら、踏切から県道72号までの間は現在狭小幅員で歩道がなく、大型バス等の通行により降雨時などは歩行が困難な状況にあります。

つきましては、歩行者、車両等の安全性を高めるため、歩道整備による改良を図るよう要望します。

また、松田土木事務所から大井町境までの歩道設置についても引き続き整備を推進するよう、併せて要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道711号（小田原松田）については、小田急線踏切から松田土木事務所までの区間については今年度完了する予定であります。

ご要望の小田急線踏切から県道72号交差点までの歩道設置については、今後、地元地権者及び松田町の協力を得ながら検討してまいります。

また、県道711号（小田原松田）、松田土木事務所から大井町境の区間については、既に事業着手しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

（要望事項）

5 県道75号（湯河原箱根仙石原線）藤木川沿い遊歩道の整備について（末広橋から青巒荘付近の間）（湯河原町）

この区間は、歩道が一部に設置されているのみですので、道路狭隘部分の歩行者の安全を確保するとともに、観光資源としても活用するため、藤木川の清流や木々を眺めることのできる遊歩道を整備するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の遊歩道の整備については、地域の代表、町、関係行政機関で構成されている「藤木川遊歩道整備検討部会」において検討が進められておりますので、その検討結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら検討してまいります。

（要望事項）

6 さがみ縦貫道路事業に関する地元要望について（城山町）

さがみ縦貫道路事業に関して、各地区対策委員会から提出されている国・県への要望事項について特段の配慮を要望します。

さがみ縦貫道路の整備促進を図る観点からも是非とも必要ですので要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

各地区対策委員会から提出されている各種要望については、一部設計に反映し、事業を進めてきたところであります。しかしながらご要望については難しい問題も含まれておりますので、引き続き国及び地元自治体とともに検討してまいります。

（要望事項）

7 津久井広域道路の整備と都市計画決定の早期実現について（津久井町）

津久井広域道路は、相模原市橋本の国道16号五差路から津久井郡藤野町の中央自動車道相模湖ICまでの総延長約20kmのうち、橋本五差路から津久井町根小屋の主要地方道厚木愛川津久井線までの約7kmが都市計画決定されており、更には主要地方道厚木愛川津久井線以西の約13km区間のうち、国道412号までの間につきましても、県の尽力により平成14年春、ルートの位置づけが得られたところです。

この道路は、当町が現在取り組んでいる、相模原・津久井地域の市町村合併によるまちづくりを進めるうえでも大きな波及効果が期待できる極めて重要な役割を担うものであります。

つきましては、既都市計画決定区間の早期整備実現とあわせ、特に主要地方道厚木愛川津久井線から国道412号までの早期都市計画決定の実現について要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の津久井広域道路については、平成16年3月に新小倉橋が完成しております。

新小倉橋から県道65号（厚木愛川津久井）については、平成14年度から事業に着手しており、さがみ縦貫道路の整備にあわせて進めてまいります。

県道65号から国道412号までの区間については、ルート検討委員会の中で課題の整理を行い、都市計画の手続きに向けた調査を進めてまいります。

（要望事項）

8 三井大橋（県道513号）への歩行者用通路の早期整備について（津久井町）

三井地区はバスの運行本数が限られていることから、日常生活において徒歩で三井大橋を渡り国道413号の最寄りの停留所まで往来している現状にあります。特に朝夕並びに土日祭日には、国道413号の交通渋滞に伴う回路として多数の車両が通行している状況から交通上大変危険な状況となっています。このため、地域の強い要望を受けて、数年来の町の重点要望としているところです。平成15年度から調査事業を前倒ししていただき感謝いたします。継続的な事業展開で安心して渡れる三井大橋の早期実現を引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の箇所については、平成15年度から調査に着手しており、平成16年度については、単独歩道橋の調査を行い町や地元関係者の協力を得ながら計画案策定に向け調整を進めてまいります。

（要望事項）

9 県道522号（樞原藤野線）及び県道76号（主要地方道山北藤野線）の改良整備について（藤野町）

県道522号（樞原藤野線）については、国道20号を境に県道76号（主要地方道山北藤野線）とを結ぶ町の重要な路線ですが、現沢井隧道は幅員が狭いこともあります。JR中央線の踏切も近くにあって交通渋滞がおきています。町の中心地である藤野駅周辺地区の交通についても、大きな影響があり、支障をきたしています。

しかしながら、現沢井隧道の拡幅改良整備については非常に困難と思われますので、新規のトンネル整備と接続する主要地方道山北藤野線の整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道522号（樋原藤野）と県道76号（山北藤野）については、町の駅前周辺整備計画と調整を図りながら検討してまいります。

（要望事項）

10 相模ダムから相模湖大橋付近の美化について（相模湖町）

相模ダムから相模湖大橋までの歩道及び相模湖駐車場付近に空き缶、空き瓶、紙くず等の投げ捨てが多く、地域の人々が清掃をしているが一向にきれいにならないので、駐車場利用者への注意看板、フェンス等の設置及び駐車場管理の徹底を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部・環境農政部）

県では、かねてから県民と県、市町村とが一体となって取り組む「かながわクリーン運動」を展開し、毎年強化期間を設け、ごみ持ち帰り運動等を町内会やボランティアの方々等の参加のもとで進めています。今後とも、この活動などをとおして一層の美化活動の推進に努めてまいります。

また、県管理道路及び道路に付属する駐車場の維持管理については、道路利用者の安全で円滑な通行の確保を最優先に、良好な道路空間の確保に努めています。ご要望の件については、県全体から見た優先度・緊急度を考慮しながら今後、検討してまいります。

（要望事項）

11 相模川流域下水道事業の再構築に伴う関連事業の整備について（清川村）

県では、平成13年度から環境共生生活都市圏の形成に向けた下水道の取組として、相模川流域における新たな水環境・水循環の創出を図るため、相模川流域下水道の水循環創出型下水道システムへの再構築計画が決定されています。

つきましては、当村のように単独での汚水処理を余儀なくされている小規模下水道では、維持管理費等について厳しい状況であることを理解いただき、流域下水道に取り組むことを前提に、この整備構想に位置づけていただきたく、特段の配慮を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、処理場の財産の帰属問題や下水道計画との整合、流域関連16市町の理解と協力などの課題がありますが、引き続き広域行政の視点で検討してまいりたいと考えております。

（要望事項）

12 二級河川藤沢川における河川改修の促進について（中井町）

中井町を流れる二級河川藤沢川の改修については、中村川合流点より1,160m余の区間が平成13年度に完了しており、災害防止等に大きな役割を果たしています。

しかしながら、藤沢川の上流部にはいまだ未整備の区間や早急な整備を必要としている区間も存在しており、河川の急激な増水による護岸の損壊等の事故が起こるなど、地域の住民に多大な被害が生じています。

町では、住民が安全で安心して住むことのできる「まちづくり」の整備に努めており、藤沢川においても早急な2期工事の事業採択と、改修計画に基づいた早期完成が図られるよう、国及び県の特段の配慮を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

藤沢川の改修については、下流の中村川合流点から寺ノ下橋までの1,140m区間を、昭和52年より河川局部改良工事として国の認可を受けて実施し、平成13年度に完了しております。

ご要望の藤沢川の上流部の改修については、県全体の河川の整備水準を勘案して検討してまいります。

(要望事項)

13 寄地区生活排水処理施設の整備に伴う支援について（松田町）

寄地区北部は、県の「やどりき水源林整備事業」により良質な水が確保されていますが、寄地区の中心を流れる中津川周辺には住宅が密集し、家庭等からの生活排水により河川の水質汚濁が著しくなり、また、下流域では上水道として取水しているため汚水処理の早急な対策が急務となっています。

町では、早期に地理的・社会的条件に応じた最適な生活排水処理方法を決定し、計画的・効果的な水質保全対策を推進したいと考えています。しかし、事業を推進するためには莫大な費用と期間を要するため、財政規模の小さな町では負担が大きく、近年の財政状況を考慮すると大変厳しい状況にあります。また、将来、起債の元利償還等による繰出金によって一般会計を著しく圧迫することにもなりかねません。

つきましては、現在、検討されている水源環境税を活用した新たな財政支援策について要望します。

<措置状況>（企画部）

水源環境の保全・再生の取組みについては、より充実した特別の取組みを長期にわたり継続的に推進していくため、安定的な特別の財源の確保が必要と考えておりますが、平成17年2月定例会での議論を踏まえ、さらに検討していくこととしました。

水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、平成17年2月定例会に提案しておりました神奈川県県税条例の一部を改正する条例については、今定例会の議論を踏まえ、議会と協議し、平成17年6月定例会に新たな案を提出し、議論することとしましたので、今回の提案は撤回したところであります。

(要望事項)

14 小倉橋下の観光トイレの建て替えについて（城山町）

小倉橋周辺については、「いきいき未来相模川プラン」を上位計画として策定された「相模川流域ゾーンプロジェクト基本計画」において、川辺の休息ゾーンの中で公衆トイレの再整備が掲げられています。小倉橋の観光トイレは、昭和49年に町が設置して以来30年が経過し、老朽化が進み、利用者をはじめ地元住民や城山町観光協会からも建て替えの要望が出ており、城山町の観光振興においての懸案事項となっています。特に平成16年3月に、新小倉橋が開通したことにより、今後小倉橋周辺の観光客の増加も見込まれますので、観光トイレの建て替えについて、早期実現に向けて特段の配慮を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

河川敷地の占用許可に当たっては、治水、利水及び環境の観点から支障がなければ、地方公共団体が地域住民の福利厚生のために広場等の施設として河川敷地を占用し、施設と一体をなす工作物としてのトイレの設置を許可することができるとされております。ご要望の件については、トイレ設置に関わる具体的な計画について、津久井土木事務所にご相談いただくようお願いします。

(要望事項)

15 越波対策について（葉山町）

葉山海岸は、平成8年に「日本の渚百選」に選ばれ、町では美しい海岸線を守るために色々な努力を続けています。また、地域資源として海水浴場の開設など地域振興にも尽力しています。

しかし、砂浜の減少や台風シーズンには、越波などによる災害の危険性があり、その対応が必要になっています。県民が安全で安心して生活ができるよう、越波対策を積極的に推進するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

漁港区域と隣接する芝崎付近については、現在、施設整備の計画はありませんが、漁港区域における越波対策を踏まえ、必要に応じて連携・調整を図ってまいります。

(要望事項)

16 大磯海岸公衆便所の整備について（大磯町）

大磯町大磯の海岸（湘南なぎさ事務所管理）に設置されている県所有の公衆便所については、昭和57年8月に県が設置し、平成15年5月に公共下水道への接続がされ、水洗化されています。

しかし、落書きされたり、屋根の上には土砂が堆積し、雑草が生えたりするなど、施設の老朽化が進んでいます。

当海岸は、町の重要な観光資源であり、トイレ施設の目に余る汚さに対して、町民はもとより来客者等からも建て替えを望む声が出されているので、早急な整備を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の件については、地元大磯町と協議のうえ、平成17年度から改修に向け調整してまいります。

(要望事項)

17 湯河原海岸離岸堤（人工リーフ）整備事業の推進について（湯河原町）

高潮対策について、平成16年度から将来的な海岸整備に向けた検討を行うことですが、引き続き計画基数の早期完成を要望します。

また、既存の人工リーフの整備については景観上のこともあり、引き続き調査及び整備を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

人工リーフの今後の整備については、町をはじめ関係機関と調整を図りながら検討してまいります。

また、既存の人工リーフについても、景観の配慮も含めて、今後検討していきたいと考えております。

(要望事項)

18 山梨県境の境川の砂防指定地への編入について（藤野町）

境川については、相模湖淡水区域より山梨県境までの約5kmのうち上流部は砂防指定地となっていますが、下流部の2.5kmが未指定となっていることから未指定箇所の編入を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

境川は、昭和57年に上流部を砂防指定地に編入し、人家のある箇所は、既に整備が済んでおります。下流部は、流路の荒廃状況等から砂防指定地に編入して整備を行っていくことは現在のところ困難でありますので、砂防指定地の編入については今後の課題とさせていただきます。

教育庁関係

(要望事項)

- 1 国指定史跡箱根関跡保存整備事業に関する文化財保存修理等県補助金の増額について（箱根町）
国指定文化財に関する文化財保存修理等県補助金については、従来、国庫補助金（補助率2分の1）を除いた補助対象経費の3分の1（全体経費の6分の1）を県が事業者に対し補助していましたが、平成12年度においては補助率の約50%、平成13年度においては約20%、平成14年度においては約22%、平成15年度においては約29.4%、平成16年度においては約45%と大幅に減額されています。

箱根関跡は、多くの県民が見学や散策という方法等によりその史跡のもつ歴史的価値を享受していますので、県は県民共有の財産との認識のもと、補助割合に基づく適正な補助金の交付を行うよう要望します。

<措置状況>（教育庁）

国指定史跡の保存整備等については、文化財を保存・継承し、積極的な活用を図り、広く県民に親しまれるようにするため、推進していくべきものと考えております。
県財政が厳しい状況にありますが、今後とも、予算確保等に努めてまいります。

(要望事項)

- 2 小原本陣に係る県指定文化財保存修理等補助金の拡大について（相模湖町）

相模湖町においては、小原本陣が県に指定されて以来、その保存及び管理運営に努め、文化財としての価値を維持しながら生涯学習や地域交流の拠点として活用しています。

しかし、古い建物のため維持が大変であり、整備計画を進めていますが、財政が極めて厳しい状況であるため、整備費等について補助金を拡大するなど、県の積極的な支援を要望します。

<措置状況>（教育庁）

県指定文化財保存修理等補助金については、県財政が大変厳しい状況にある中、予算確保に努めているところであり、同補助金を拡大することについては困難な状況であります。

警察本部関係

(要望事項)

- 1 寒川駅前交番の設置について（寒川町）

寒川駅周辺は町の中心に位置し、商業の中心地であることや相模線の電化等により通勤者や通学者、買い物客等が集中し、人や車の往来が多い地域です。

駅前及び駅周辺の交通安全、治安維持の向上を図るため、交番の設置及び警察官の常駐化を強く要望します。

<措置状況>（警察本部）

交番の設置については、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

寒川駅前地区は、岡田交番管内であり、現状の交番配置の状況を踏まえ、上記事項を検討しますと、現時点では交番設置は困難な状況であります。

今後とも、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、現存する交番体制の充実強化を優先することにより、治安に間隙が生じないよう努力してまいります。

(要望事項)

2 酒匂川左岸縦貫道路への信号機の増設等について（大井町）

県道711号（酒匂川左岸縦貫道路）は交通量も多く、町内の過半の区間が4車線という道路であり、町道等との交差点も多数存在しています。その沿道には県立高校、民間企業が立地するほか、多くの農地が存在していますが、大多数の交差点には信号機が設置されておらず、道路の横断、右折等が困難であることから、地域住民の日常生活、企業関係者の通勤、経済活動等に支障をきたしています。このため、喫緊の課題である交差点での安全確保のため、信号機の増設を要望します。

また、同道路は県道714号までしか開通されておらず、ボトルネックとなっているため、特に朝夕は渋滞し、町道にう回する車が多くなっています。そこで、地域住民の安全確保のため、町道の交差点に一灯式点滅信号機の設置を併せて要望します。

<措置状況>（警察本部）

信号機等の交通安全施設の整備については、交通の安全と円滑を図るため、交通事故の発生状況、道路構造、交通環境、沿道環境等現場の道路交通の状況等や地域住民、議会、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断する中で順次整備しております。

ご要望の酒匂川左岸縦貫道路への信号機の増設については、平成15年4月の供用開始時に7交差点のうち必要性の高い3交差点に信号機を設置し、その後、供用開始から1年余りを経て、必要性の高い1交差点（「西大井下」交差点）に信号機を設置して、平成16年8月20日から運用を開始しております。

残りの3交差点については、今後の交通実態や交通環境の変化により、設置の必要性が高まった段階で、県内全体の状況を勘案しつつ、具体的に検討してまいります。

また、一灯点滅式信号機2か所のご要望のうち、新南交差点から東方約200mの交差点（仮称、大井町ふれあい農園前）については、道路管理者とともに交差点改良を実施することとなっており、その後の交通実態を見て、設置の必要性について検討してまいります。

さらに、西大井下交差点から東方約200mの交差点（仮称、眞福寺北側）については、西大井交差点の信号機が運用された直後であり、交通流量に変化が生じると思慮されますことから、その実態を把握した後、設置の必要性について検討してまいります。

(要望事項)

3 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

小田急開成駅は、昭和60年3月に開設されて以来、現在では年間200万人以上の乗降客が利用する駅となり、平成8年12月に警察官が立ち寄れるようにと開成駅前連絡所を設置しました。平成10年度には開成町自治会長連絡協議会の働きかけにより、地元住民や開成駅利用者などから交番設置の要望について多くの署名が集まり、嘆願書として町に提出されました。

開成駅周辺は、小田急マンションや戸建住宅の建設、大型スーパーの開店などの開発が進み、近年の急激な人口増加により開成町は平成15年度の人口増加率で県下の伸び率を示しました。比較的治安の良かった開成町でも駅周辺において痴漢や乗り物盗などの犯罪が増加しています。また、隣接する市町でも凶悪な犯罪も相次いで発生しています。平成15年度に発足し、今年度は人員も倍

増した交番ボランティアの「安全サポーター」などで夜間パトロールなどが実施されていますが、何の権限も持たない者のパトロールには限界があります。

つきましては、住民の安全と財産の保護及びその他公共の安全・秩序を保持するため、一日も早く開成駅前への交番設置を要望します。

なお、交番が設置されるまでの間、駅周辺の安全・安心を確保するため、より一層の駅周辺への立ち寄り・駐留警戒を強化するよう要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

交番の設置については、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

開成駅前地区は、吉田島駐在所管内であり、現状の交番配置の状況を踏まえ、上記事項を検討しますと、現時点では交番設置は困難な状況であります。

今後とも、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、現存する交番体制の充実強化を優先するとともに、開成駅前連絡所を拠点とした、交番・駐在所勤務員、パトカー勤務員等による立寄り・駐留警戒を強化し、治安に間隙が生じないように努力してまいります。

（要望事項）

4 国道412号沿い半原地区への交番新設及び町内警察体制の増強について（愛川町）

愛川町の交通事故・犯罪の発生状況は、平成10年と15年とを比較すると、交通事故件数は1.2倍、犯罪件数は1.5倍と著しく増加し、地域住民の生活が脅かされている状況にあります。

一昨年度、春日台駐在所の交番転換が実現し、愛川町を管轄する交番は4箇所となりましたが、交番への警察官の配置体制については春日台・半原交番が常時1名配置であり、さらには各交番では夜間、町内に2箇所ある駐在所や清川村の宮ヶ瀬駐在所の管内で発生する事故・犯罪も担当していることなどから、警察官不在のいわゆる「空き交番」の状況が多く見られ、地域住民から緊急時の対応の遅れを危惧する声が高まっています。つきましては、地域住民が安全に安心して暮らせるよう、交番配置の警察官の増員を要望します。

さらに、半原交番が管轄する半原地区では宮ヶ瀬ダムに隣接し、県立あいかわ公園の一部開園に伴う観光客の増加に加え、国道412号沿い半原台地の宅地開発に伴う人口集中が進み、地域住民や町議会から国道412号沿い半原地区への交番新設を熱望する声が寄せられています。

つきましては、地域の現状をお酌み取りいただき、国道412号沿い半原地区への交番新設を強く要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

交番の設置については、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

半原地区は、半原交番管内であり、現状の交番配置の状況を踏まえ、上記事項を検討しますと、現時点では交番設置は困難な状況であります。

今後とも、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、現存する交番体制の充実強化を優先することにより、治安に間隙が生じないよう努力してまいります。

愛川町内の交番の体制については、各種業務負担が増加していることから、駐在所を交番に転換

するなど、ここ数年、体制を強化しているところであり、今後も治安情勢の変化等を踏まえ、県内の警察官の各種業務負担を考慮し、検討していきたいと考えております。